

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理事業の概況

1. 現状ごみ処理システム

(1) 現状ごみ処理システムフロー

現状ごみ処理システムフロー（令和3年3月現在）を図2-1-1に示す。

資源回収品は、委託により収集・運搬及び資源化を行っている。

家庭系ごみの日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル、食品トレイ、卵パック、古着、紙類）、蛍光灯・水銀体温計等及び粗大ごみは、委託により収集・運搬し、日常（可燃）ごみは泉北クリーンセンターにて適正に処理し、資源物及び新分別は、泉北環境資源化センター（愛称「エコトピア泉北」）・ストックヤードで選別し、資源化処理している。また、古着、紙類については、本市独自で資源化を行っている。粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破砕し、資源化及び焼却処理している。

また、ごみ焼却処理後の残渣は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立処分場で適正な処分を行っている。

(2) ごみ減量化・資源化システム

① ごみ発生抑制の取り組み

リサイクル協力店の実績を表2-1-1に示す。

平成4年9月から、大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」の事業として、大阪府一円を対象とし、ごみ減量化・リサイクル推進宣言店「エコ・ショップ」の募集を行っている。なお、大阪府リサイクル社会推進会議は平成25年3月に解散しているが、その後は本市独自の取り組みとして、本市の「リサイクル協力店」の募集を継続して行っている。

表 2-1-1 リサイクル協力店の実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
リサイクル協力店	店舗	15	15	15	15	14

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

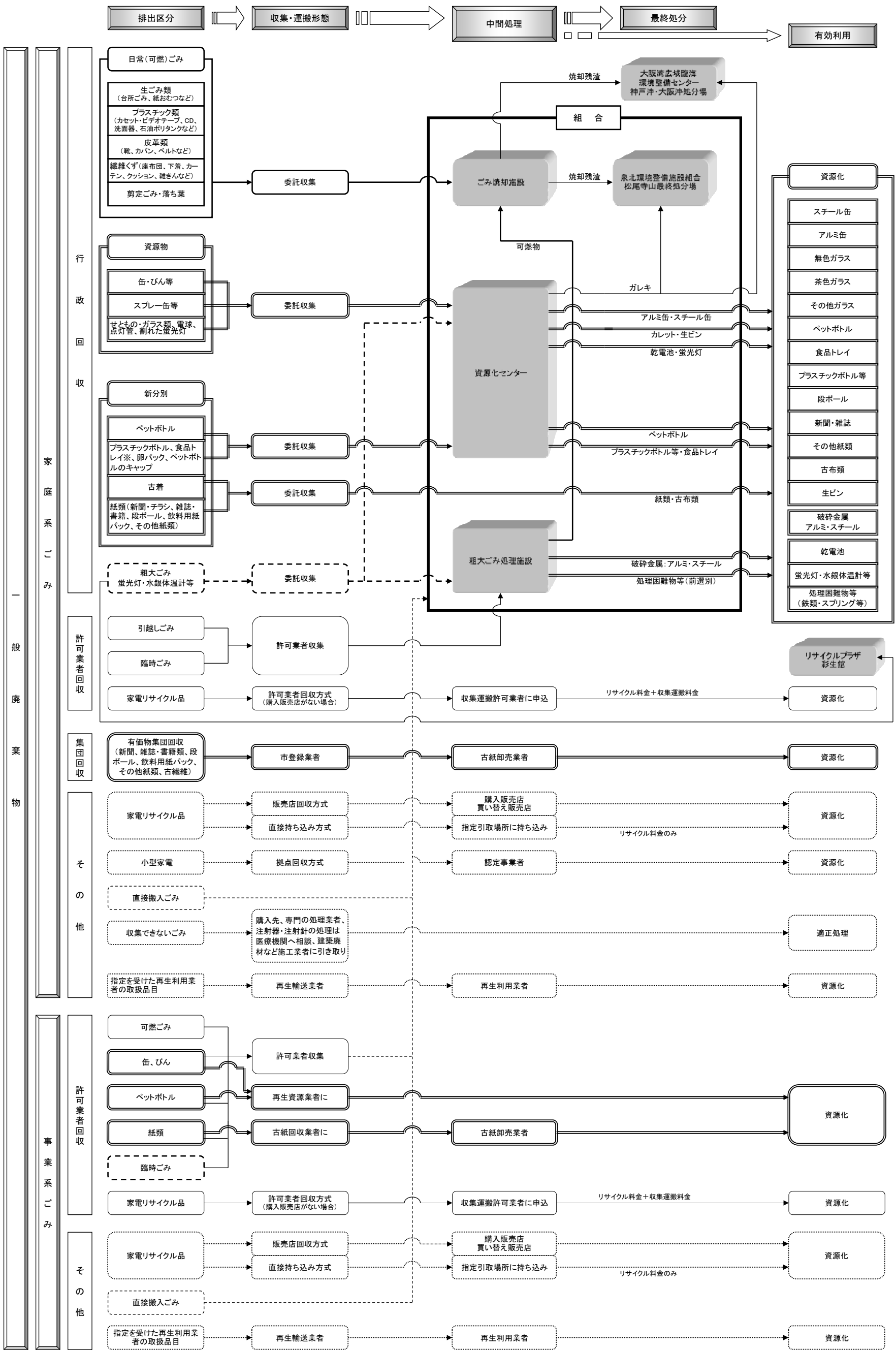


図 2-1-1 現状のごみ処理システムフロー (令和3年3月現在)

② ごみ排出抑制の取り組み

a. 再資源化事業推進奨励金事業

再資源化集団回収の活動実績を表 2-1-2 に示す。

平成 4 年 6 月から「再資源化事業推進奨励金制度」を設置し、市内の自治会、子ども会、婦人会等の地域団体が実施している新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類、古布類の再資源化集団回収活動に対し、回収量に応じて、平成 4～9 年度は 3 円/kg、平成 10 年度からは 5 円/kg の奨励金の交付を行い、平成 6 年度から、実施回数による奨励金を設け、平成 6～17 年度は月額 2 千円、平成 18 年度からは月額 1 千円を交付している。平成 27 年 3 月実施分からは、実施回数による奨励金は廃止し、単価を 5 円/kg から 6 円/kg に増額した。ただし、平成 29 年 12 月実施分までは、平成 27 年 10 月から実施した家庭系日常（可燃）ごみの有料化に伴い単価を 7 円/kg としていた。

表 2-1-2 再資源化集団回収の活動実績

項目\年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収量 (t/年)	新聞紙	2,752.758	3,104.834	2,911.099	2,669.792	2,382.202
	雑誌	912.873	920.458	873.141	884.727	1,014.027
	段ボール	701.281	837.696	842.265	849.137	839.617
	古布類	261.102	260.596	253.030	251.434	273.416
	飲料用紙パック	7.720	10.227	12.816	11.533	3.875
	その他紙類	28.391	179.654	217.190	208.812	80.860
	合計	4,664.125	5,313.465	5,109.541	4,875.435	4,593.997
実施団体数(団体)		258	255	255	254	254

資料:清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

b. 生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付制度

生ごみ堆肥化容器の助成条件を表 2-1-3、助成実績を表 2-1-4 に示す。

平成 5 年度からコンポスト、平成 13 年度からは EM ぼかし生ごみ堆肥化容器の補助を実施し、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための容器を設置される市民に対して、容器購入費補助金を交付することにより、堆肥化容器の設置を促進し、家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進している。さらに、平成 27 年 4 月からは電動式生ごみ処理機、平成 29 年度から生ごみ減量化処理容器（キューロ）の購入補助を開始した。

表 2-1-3 生ごみ堆肥化容器の助成条件

種 類	補助率	補助基数(1世帯)	限度額(1基につき)
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	購入費(税込)の3/4	2基まで	5,000円
EMぼかし生ごみ容器	購入費(税込)の3/4	2基まで	2,000円
電動式生ごみ処理機	購入費(税込)の2/3	1台まで	40,000円
生ごみ減量化処理容器 (キエーロ)	購入費(税込)の2/3	1基まで	14,000円

資料: 清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

表 2-1-4 生ごみ堆肥化容器の助成実績

項目\年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
コンポスト容器	基	126	42	19	24	15
累計	基	1,490	1,532	1,551	1,575	1,590
EMぼかし	基	63	8	5	7	7
累計	基	625	633	638	645	652
電動式	基	137	38	13	18	20
累計	基	137	175	188	206	226
キエーロ	基			3	0	1
累計	基			3	3	4
合 計	基	326	88	40	49	43
累計	基	2,252	2,340	2,380	2,429	2,472
助成金額	円	5,483,100	1,488,900	512,400	723,600	721,600
コンポスト容器	円	442,400	143,800	59,000	87,500	52,100
EMぼかし	円	86,700	12,200	7,200	9,500	9,100
電動式	円	4,954,000	1,332,900	414,900	626,600	649,400
キエーロ	円			31,300	0	11,000

資料: 清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

c. ごみステーション設備設置事業補助金交付制度

補助実績を表 2-1-5 に示す。

ごみステーション設備の老朽化等による交換等の設置に要する費用に対し、平成 30 年 4 月から町会・自治会へ補助金を交付している。

表 2-1-5 ごみステーション設備設置事業の補助実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
補助基数	基				4	5
補助金額	円				200,000	244,000

資料: 清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

d. 蜂の巣駆除費補助金交付制度

蜂の巣駆除費の補助実績を表 2-1-6 に示す。

高齢者(65 歳以上)及び障がい者のみの世帯で蜂の巣を駆除できない場合に、自ら居住

している建物のある敷地内にできた蜂の巣を、市が指定する駆除業者へ依頼して駆除した世帯に対し、平成30年4月から補助金を交付している。

表 2-1-6 蜂の巣駆除費の補助実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
補助世帯数	世帯				15	22
補助金額	円				168,400	265,200

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

e. 資源ごみの分別収集

平成4年4月から缶・びんなどの資源ごみの分別収集を開始する。平成12年1月からは一部モデル地域でペットボトル、白色トレイ、プラスチックボトル、紙類（新聞、雑誌、段ボール、その他紙類）、古着の分別収集を開始し、平成17年4月から市内全域を対象とし収集している。平成22年4月からは資源化される缶・びん・乾電池と埋立処分されるせともの・ガラス類の混載を解消している。平成27年4月からは両面色付き食品トレイとプラスチック製の卵パックを追加している。

令和3年3月現在では、19品目を資源物として分別収集している。

f. 家庭系ごみの有料収集

平成17年10月から、粗大ごみの有料収集を実施し、ごみ処理に要する経費について市民がコスト意識を有し、排出抑制に取り組むための契機として継続している。

また、平成27年10月からはごみ減量とリサイクル促進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、組合構成3市のごみ搬入量の削減を目的として、日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）を実施した。

g. 使用済小型家電リサイクル

使用済小型家電の拠点回収実績を表2-1-7に示す。

平成29年12月から和泉市役所を含む公共施設4か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収を行っている。

表 2-1-7 使用済小型家電の拠点回収実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
回収量	kg/年			1,363.98	5,525.28	5,961.52

注)平成29年度は12月～3月の実績

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

h. 和泉市ごみ減量等推進員（リサイクル）制度

ごみ減量等推進員の活動実績等を表 2-1-8 に示す。

平成 7 年 5 月から、小学校区単位に約 5 ～ 20 名の「ごみ減量等推進員（リサイクル）」を委嘱し、地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量化・資源化及び適正排出に関する啓発活動及び環境美化の推進とともに、地域住民への啓発・指導等の協力活動を行っている。

表 2-1-8 ごみ減量等推進員の活動実績等

年度	委嘱数	活動内容
平成 27 年度	—	—
平成 28 年度	150 名	6 月：研修会・委嘱状交付式（参加者 118 名） 新分別収集について 1 月：視察研修会（参加者 32 名） 環境シンポジウム「江戸時代にごみはなかった！？」、「変わりゆく歴史とごみ処理」
平成 29 年度	228 名	6 月：研修会・委嘱状交付式（参加者 114 名） ごみ分別アプリ、使用済小型家電リサイクルについて 1 月：視察研修会（参加者 23 名） エコトピア泉北施設見学 環境シンポジウム「世の中で大切なこと【環境・健康・人間味】」、「古典落語」
平成 30 年度	222 名	6 月：研修会・委嘱状交付式（参加者 96 名） 紙ごみ分別用紙袋、ごみステーション設備設置事業補助金、蜂の巣駆除費補助金について 1 月：推進員研修会（参加者 151 名） 環境シンポジウム「明治・大正のゴミ問題～情けは人の為ならず～」
令和元年度	225 名	7 月：研修会・委嘱状交付式（参加者 118 名） 11 月：生ごみ用水切りネット及び啓発用チラシの配布（参加者 42 名） 2 月：視察研修会（参加者 12 名） 大栄環境見学 環境シンポジウム「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

i. 校区・地域美化清掃活動

市内における環境美化活動の推進を図るため、いずみ環境美化キャンペーン実行委員会を設置し、平成 6 年度から毎年 9 月に、市民参加による市内一斉清掃活動を行ってきた。そして、平成 14 年度からは、いずみ環境美化キャンペーンが定着してきたことにより、地域主導の清掃活動を市が支援（清掃ごみの回収及びごみ袋の無料配布）する現行の形態となっている。平成 27 年 10 月からは、日常（可燃）ごみ有料化の実施に伴い、個人単位によるボランティア清掃活動についても同様に市が支援を行っている。

j. ごみ分別説明会

町会（自治会）等を対象に、ごみの分別・適正排出の促進のため、必要に応じて説明会を行っている。

k. 小学校 4 年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前授業

学校への出前授業の実績を表 2-1-9 に示す。

小学校 4 年生がごみと生活について学習するため、授業内容を補足する資料として、毎年発行している。また、平成 20 年度より、啓発促進のため学校への出前授業を実施している。

表 2-1-9 学校への出前授業の実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
実施校数	校	17	17	14	9	8
実施児童数	名	1,510	1,580	1,343	1,182	842
授業内容	・「ごみを減らそう！」(3Rの説明) ・「ごみ減量チェックシート(小学生版)」(実践度チェック) ・和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例 ・パッカー車の実演					

資料:清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

l. 広報紙による啓発

ごみ減量・リサイクルに関する記事を「広報いずみ」に掲載、また必要に応じて特集号を掲載及び発行し、市民に対しての意識啓発を行っている。

m. ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」のサービス提供

平成 29 年 7 月から、スマートフォン・タブレット用の無料アプリを利用して、収集日程や分別案内、その他ごみに関する情報を受けられるサービスを提供している。収集日カレンダー、ごみ分別一覧、パンフレット閲覧等の機能のほか、生活環境課からのお知らせを随時配信できるプッシュ型機能も搭載している。

n. 「和泉市ごみ分別辞典」(令和 3 年度～令和 5 年度版)の発行

ごみの分け方、出し方及び収集日などを、市民がいつでも確認しやすく閲覧可能な冊子にして周知するため、3 年保存版を発行し、令和 3 年 2 月に全戸配布する。また、市役所や出張所、サービスセンターにて転入者等へ配布できるよう常備している。

o. 啓発用分別ごみ箱の貸出

啓発用分別ごみ箱の貸出実績を表 2-1-10 に示す。

平成 22 年 7 月より、市内で実施する事業・イベント等でごみの減量、環境・リサイクル意識の普及啓発を図るために、ごみ箱の貸出しを行っている。ごみ箱は、「可燃物」(白色)、「缶・びん」(黄色)、「ペットボトル」(緑色)の 3 種類を用意し、希望に応じて貸出している。

表 2-1-10 啓発用分別ごみ箱の貸出実績

分類\年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
貸出件数	件	18	15	11	8	12
延貸出個数	個	200	288	215	125	220
ごみ箱保有数	個	93	93	93	93	93

資料: 清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

③ リサイクルプラザ「彩生館」の取り組み

a. 施設概要

リサイクルプラザ彩生館の概要を表 2-1-11 に示す。

平成 9 年 4 月に開館したリサイクルプラザ彩生館は、市民の創意工夫と活力を生かしたごみ減量、リサイクル推進等の事業展開を行うため、実際に展示することで市民に情報発信等を行い、3R 普及啓発のキーステーションとしての役割を担ってきた。

また、管理運営業務を平成 17 年度までは、「いずみリサイクル推進協会」に委託していたが、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、令和元年度（平成 31 年度）から令和 5 年度までの 5 年間は「NP0 法人ハート企画」を新たな指定管理者として、基本協定書を締結している。

表 2-1-11 リサイクルプラザ彩生館の概要

所在地	和泉市室堂町 674 番地の 58
構造	軽量鉄骨造り平屋建て（シルバーワークプラザと合築） 増築棟：木造平屋建て
敷地面積	2,421.14 m ²
建築面積	664.76 m ² （増築棟面積 104.96 m ² 含む）
延床面積	690.10 m ² （増築棟面積 128.60 m ² 含む）
床面積	539.42 m ² （増築棟面積 93.11 m ² 含む）

資料: 清掃事業概要 令和元年度 和泉市

b. 廃棄物の再生利用等の推進事業

搬入件数・販売件数・販売金額等の実績を表 2-1-12 に示す。

粗大ごみの減量を図るため不用品として市民から提供された自転車、家具、電化製品及びその他の修理販売を行っている。

表 2-1-12 搬入件数・販売件数・販売金額等の実績

項目\年度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
来館者数		人	55,185	67,456	71,546	60,183	59,818
自転車	搬入件数	件	422	419	362	376	372
	販売件数	件	193	176	194	187	161
	販売金額	円	986,600	1,031,800	1,207,300	1,103,900	1,064,400
	市民再生件数	件	12	19	11	10	6
	部品取件数	件	61	22	30	61	106
家具	搬入件数	件	1,371	1,570	1,372	1,242	1,281
	販売件数	件	1,322	1,367	1,303	1,239	1,162
	販売金額	円	2,904,350	3,310,130	3,102,830	2,513,020	2,425,710
電化製品	搬入件数	件	377	376	299	303	265
	販売件数	件	349	311	267	256	237
	販売金額	円	739,090	551,900	425,650	376,510	353,150
その他(衣類・陶器類等)	販売件数	件	21,969	20,327	23,496	25,275	22,393
	販売金額	円	5,985,965	5,741,240	7,032,940	7,115,712	6,309,610
合計	搬入件数	件	2,170	2,365	2,033	1,921	1,918
	販売件数	件	23,833	22,181	25,260	26,957	23,953
	販売金額	円	10,616,005	10,635,070	11,768,720	11,109,142	10,152,870

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

c. リサイクル活動の推進事業

各種教室・環境講座の実績を表 2-1-13、おもちゃの病院・交換会の実績を表 2-1-14、フリーマーケットの実績を表 2-1-15 に示す。

リサイクル活動の一環として各種教室・環境講座、おもちゃの病院、フリーマーケットを開催している。

d. リサイクル活動の啓発事業

中古品の売り買いといったリユース行動が市民生活に定着し、インターネット上での不用品の販売も普及している。更には市内民間リサイクルショップの進出状況から、市が不用品のリユース事業を行う意義が無くなっている。

このことから、令和6年4月1日からリサイクルプラザ「彩生館」を廃止する。

これまでリサイクルプラザで実施している各種講座等は精査のうえ、より効果的な市民意識の向上を図るため出前講座等啓発事業を引き続き実施していく。

表 2-1-13 各種教室・環境講座の実績

項目\年度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
パッチワーク教室	開催数	回	17	16	15	15	7
	定員	人	340	320	225	225	105
	受講者数	人	224	230	210	150	35
	受講料合計	円	52,000	46,000	42,000	30,000	14,000
リフォーム教室1	開催数	回	24	24	24	18	22
	定員	人	240	240	240	180	264
	受講者数	人	230	240	240	174	258
	受講料合計	円	93,600	96,000	96,000	69,600	103,200
リフォーム教室2	開催数	回	24	24	24	36	22
	定員	人	240	240	240	504	308
	受講者数	人	186	240	240	504	154
	受講料合計	円	91,200	96,000	96,000	200,400	123,200
木工工作教室	開催数	回	21	18	20	12	9
	定員	人	210	180	200	120	90
	受講者数	人	88	109	91	69	43
	受講料合計	円	17,600	69,400	18,200	13,800	8,600
染色教室	開催数	回	12	12	12	12	11
	定員	人	144	144	144	144	132
	受講者数	人	127	129	144	141	126
	受講料合計	円	54,000	51,600	57,600	56,400	50,400
ガラス工芸教室	開催数	回	20	19	23	23	21
	定員	人	160	192	184	368	420
	受講者数	人	144	173	238	267	170
	受講料合計	円	32,600	34,600	47,600	53,400	34,000
特別教室1～5	開催数	回	37	42	40	39	29
	定員	人	370	573	400	456	336
	受講者数	人	378	412	583	381	277
	受講料合計	円	93,800	108,400	116,600	94,300	62,000
環境講座	開催数	回	12	12	17	11	11
	定員	人	240	270	340	220	220
	受講者数	人	191	255	242	152	152
	受講料合計	円	0	0	0	0	0
合計	開催数	回	167	167	175	166	132
	定員	人	1,944	2,159	1,973	2,217	1,875
	受講者数	人	1,568	1,788	1,988	1,838	1,215
	受講料合計	円	434,800	502,000	474,000	517,900	395,400

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

表 2-1-14 おもちゃの病院・交換会の実績

項目\年度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
おもちゃの病院	開催数	回	12	12	14	13	11
	持ち込み数	個	176	291	280	251	267
	修理済数	個	169	261	250	220	237
おもちゃの交換会	開催数	回	12	12	12	12	11
	持ち込み数	個	16	16	22	8	9
	修理済数※	個	16	16	20	8	7

注)おもちゃの交換会の修理済数は交換成立数と同じ

資料:清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

表 2-1-15 フリーマーケットの実績

項目\年度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
彩生館 (館内)	開催数	回	23	23	23	23	21
	出店数	店	320	346	352	345	299
	出店料/回	円	500	500	500	500	500
	出店料合計	円	160,000	173,000	176,000	172,500	149,500
北部 リージョン センター	開催数	回	3	8	7	2	0
	出店数	店	51	83	77	12	0
	出店料/回	円	1,000	1,000	1,000	800	0
	出店料合計	円	51,000	83,000	77,000	9,600	0
南部 リージョン センター	開催数	回	10	10	9	10	7
	出店数	店	156	160	171	195	118
	出店料/回	円	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	出店料合計	円	156,000	160,000	171,000	195,000	118,000
泉北 クリーン センター	開催数	回	1	1	1	1	1
	出店数	店	16	22	20	20	17
	出店料/回	円	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	出店料合計	円	16,000	22,000	20,000	20,000	17,000
合計	開催数	回	37	42	40	36	29
	出店数	店	543	611	620	572	434
	出店料合計	円	383,000	438,000	444,000	397,100	284,500

資料:清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

e. リサイクル情報の提供事業

市民からの不用品「ゆずります・ゆずって下さい」の情報掲示コーナーを設け、掲示板に掲載（1件につき3ヶ月間掲示）し、活用を図っている。令和元年度の活用は17件あり、成立は3件であった。

また、リサイクルに関する図書やビデオ・DVDの貸出を行っており、市民のリサイクル意識の高揚に努めている。令和元年度の貸出状況は232件、486冊であった。

④ ごみ発生・排出抑制の検討機関

a. 和泉市ごみ減量等推進審議会の設置

平成4年6月から「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」に基づき市長が委嘱し、ごみの減量対策等、廃棄物処理行政の進め方について、審議調査を行っている。

和泉市ごみ減量等推進審議会は、委員25名以内で組織され、任期は2年としている。

【主な審議内容】

平成27年度：家庭系日常（可燃）ごみ有料化の状況について

第4次一般廃棄物処理基本計画（素案）について

平成28年度：日常（可燃）ごみ有料化の状況について

日常（可燃）ごみ有料化指定袋の収支及び関連施設費について

容器包装プラスチックの分別収集について

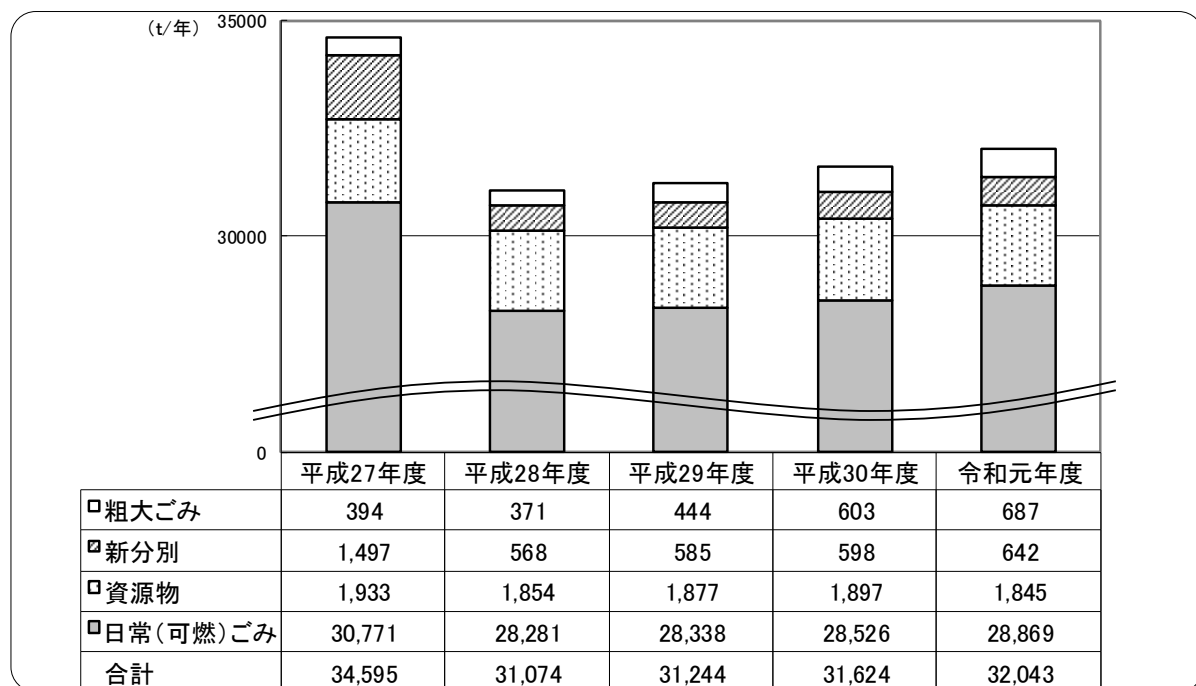
(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

① 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出区分別の実績推移を図 2-1-2 に、ごみ分別排出・収集・運搬を表 2-1-16 に示す。

日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル等、古着、紙類など）、蛍光灯及び粗大ごみの 10 分別となっている。資源ごみは、資源物及び新分別の 2 区分となっており、資源物は缶、びん、乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、せともの・ガラス類（土鍋、植木鉢、食器類など）、電球、点灯管の 8 品目、そして新分別はペットボトル、ペットボトルのキャップ、プラスチックボトル、食品トレイ（白色、片面色付き、両面色付き）、プラスチック製の卵パック、古布類（肌着類は日常ごみへ）、新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類の 11 品目となっている。

ごみの収集について、日常（可燃）ごみは平成 27 年 10 月 1 日から有料指定袋（現在の区分は 450 袋：45 円/枚・300 袋：30 円/枚・200 袋：20 円/枚・100 袋：10 円/枚・50 袋：5 円/枚）を、資源物及び新分別は無色透明または白色半透明の 450 以下の袋をそれぞれ使用し、収集方式は原則ステーション収集となっている。蛍光灯・水銀体温計等は平成 19 年 4 月、平成 30 年 10 月から電話申込による無料収集で、粗大ごみは平成 16 年 1 月から電話申込制に移行し、平成 17 年 10 月から有料収集を行っている。粗大ごみの手数料は、種類や大きさにより 300 円、600 円、900 円、1,200 円、1,500 円の 5 種類となっている。排出頻度は日常（可燃）ごみが 2 回/週、資源物及び新分別は 2 回/月、収集・運搬は日常（可燃）ごみ、資源物・新分別及び粗大ごみのすべてを委託している。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-2 家庭系ごみ排出区分別の実績推移

表 2-1-16 ごみ分別排出・収集・運搬

項目	排出区分	排出品目	排出頻度 (料金)	排出容器等	排出方法	収集方式	収集運搬形態	収集運搬車両
収集するごみ	日常(可燃)ごみ	生ごみ類(台所ごみ)、紙くず類(汚れた紙くず、シュレッダー後の紙など)、ビニール・プラスチック類(ビデオテープ、カセットテープ、CD、石油ポリ容器など)、皮革類(靴、カバン、ベルトなど)、座布団、枕、小さな木製品、落ち葉、ゴム製品、カーテン、紙おむつ、使用済の使い捨てライターなど ※剪定枝、木片:1本の太さが10cm以内で、長さ1m以内(竹は30cm以内)	週2回 (有料)	◎平成27年9月30日まで 無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋 ◎平成27年10月1日から 有料指定袋(45ℓ袋:45円/枚、20ℓ袋:20円/枚、10ℓ袋:10円/枚、5ℓ袋:5円/枚) ・平成30年3月から30ℓ袋:30円/枚追加 ※乳幼児や要介護者のいる世帯への支援 ・乳幼児のいる世帯:2歳未満の乳幼児1人につき1ヶ月あたり10枚(20ℓ袋)×24ヶ月で240枚を上限に給付 ・高齢者、障がい児・者、生活保護受給者紙おむつ給付対象者:1人につき1ヶ月あたり20枚(20ℓ袋)を給付	・汚れた段ボール等の紙類は、袋に「汚れた紙類」と表示して出す。 ・「紙おむつ」は、付着した汚物をトイレに捨ててから出す。 ・「ペットの汚物(糞)」は、日常ごみで出す。 ・「食用油」は、廃油処理剤で固めるか、布や紙にしみ込ませてから出す。 ・使い捨てライターは、中身を使い切ってから少量(5個程度)ずつ出す。 ・使い捨てカイロは、少量(5個程度)ずつ出す。(使用后、発熱しなくなった状態で) ・45リットル袋に入らない大きなものは、「粗大ごみ」として出す。 ・「植木の枝や木片(太さ10cm/本以内、長さ1m以内)」は、直径30cm以内に束ね、土を除いて出す。(有料化実施後は、20ℓの有料指定袋を束ねたひもにくくり付ける。)小さな枝木や木片は、45ℓ以下の袋で出す。1回のごみ収集につき、5束または5袋以内、多量の場合は、数回に分けて出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	パッカー・ロータリー車 4t車以上:21台 3t車:11台 2t車:36台 ダンプ車 3t車以上:0台 2t車以下:31台 計99台
	資源物	①缶(アルミ缶、スチール缶)、ビン、乾電池、ボタン電池 ②スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベ ③せともの・ガラス類(土鍋、植木鉢、食器類など)、電球、点灯管、割れた蛍光灯	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋 ※3種類(①②③)に分別し、袋を分ける。	・充電式電池、ビールビン、酒ビン等は販売店に引き取ってもらう。 ・スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベは中身のガスを使い切ってから出す。(中身が残っていると、ごみ収集車両・ごみ処理施設での火災の原因となる。どうしても使い切ることができない場合は、商品に標記されているメーカーに問い合わせる。) ・ガラスなどの割れ物は、危険のないように紙等で包んで出す。 ・プラスチックのふたが付いている場合は、外して日常ごみに出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	新分別	ペットボトル(飲料用)	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋	・水洗いをした後、キャップとラベルを外して出す。(ラベルは日常ごみで出す。) ・ペットボトルのキャップは、プラスチックボトル・食品トレイ等の袋に入れる。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		プラスチックボトル(ペットボトルのキャップを含む) 食品トレイ(白色、片面色付き、両面色付き*) プラスチック製卵パック* ※平成27年4月1日から追加。		無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋	・プラスチックボトルと食品トレイは、軽く水洗いをし、同じごみ袋で出す。 ・卵パックは、シールをはがして出す。 ※プラスチックボトルとは、台所用洗剤、トイレ用洗剤、お風呂用洗剤、シャンプー、リンス等のプラスチックボトル。 ※食品トレイとは、野菜、肉類、魚類の発泡スチロール製の食品トレイ。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		古着(肌着、下着、くつ下以外)		無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋	・洗濯して乾かしてから出す。(濡れた状態ではリサイクルできない。)	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類(包装紙・紙袋・OA紙・ティッシュの箱・お菓子の箱・紙封筒など)		それぞれひも等で十字に縛る	・その他紙類が少量の場合は、雑誌とともに縛って出す。 ・小さな紙類は、紙袋や封筒等でまとめて出す。 ・紙以外のもの(ガムテープ、セロハンテープ、フィルム、クリップ等)は、取り除く。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	蛍光灯・水銀体温計等	直管形蛍光灯、環形蛍光灯、コンパクト形蛍光灯、電球形蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計 ※割れていないもの	申込制 (無料)	購入時等のケースや箱に入れる。	・粗大ごみ受付センターへ電話等で申込みをし、受付番号と収集日を確認。 ・受付番号、収集日を記入したもの(紙等)を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・割れた蛍光灯・電球・グロー球は、資源物の収集日に出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	粗大ごみ	ベッド、マットレス、タンス、テーブル、イス・ソファ、掃除機、電気カーペット、炊飯器、傘、鍋、フライパン、包丁、一斗缶、自転車、ストーブ、畳など	申込制 (有料)	粗大ごみ処理券(300円/枚)を貼付 (品目によって300円～1500円) ※なべ、やかん、フライパン等の小型不燃ごみは、無色透明または白色半透明の45ℓ以下の袋(300円/袋)	・粗大ごみ受付センターに電話等で申込みをし、受付番号、収集日、手数料を確認。 ・粗大ごみ処理券(シール)を購入し、受付番号、収集日を記入した処理券を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・収集個数は、1回につき6点まで。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
収集できないごみ		自動車部品(タイヤ、ホイール等)、バイク、バッテリー、耐火金庫、農機具、消火器、ガスボンベ、太陽熱温水器、業務用機器類、建築廃材、瓦、タイル、ペンキ類(液状、固形)、ガレキ、レンガ、ブロック、土砂、スレート、コンクリート、ドラム缶、太陽熱ヒーター、浴槽、陶器製の洗面台、ピアノ、エレクトーン(100kg以上)、ボーリングボール、陶器製の流し台、システムキッチン、灯油、ガソリン等の可燃性液体、火薬、注射器、注射針、薬品、パソコン、家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)など	—	—	・購入先又は専門の処理業者に依頼する。 ・注射器、注射針の処理については医療機関へ相談する。 ・建築廃材などは施行業者に引き取ってもらう。	—	—	—
その他	引越しごみ・臨時ごみ	引越しや大掃除等に伴って発生する臨時的なごみや多量のごみ	(有料)	—	・ごみを分別し、各地域を担当している収集運搬許可業者に直接電話申込をする。 収集運搬料金:2tダンプ車1台につき8,800円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。 処分手数料:2t車1台につき7,500円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。	—	許可業者に依頼	—
	事業系ごみ	事業所(商店、飲食店、事務所、営業所、工場等)から排出される事業系一般廃棄物 可燃ごみ、資源物(缶・びん・ペットボトル・紙類)	(有料)	可燃ごみ:事業系指定ごみ袋(有料) 45ℓ袋:70円/枚、70ℓ袋:100円/枚 資源物:市販の無色透明または白色半透明のごみ袋	・ごみ収集運搬許可業者に収集を依頼。 収集運搬料金(税込) 週2回までの収集:45ℓ袋1袋につき88円、70ℓ袋1袋につき132円 週3回又は4回の収集:45ℓ袋1袋につき110円、70ℓ袋1袋につき165円 週5回以上の収集:45ℓ袋1袋につき132円、70ℓ袋1袋につき198円	—	許可業者に依頼	—
	直接搬入ごみ	事業所から発生するごみや家庭から臨時に発生するごみ	(有料)		・「一般廃棄物搬入申請書」を事前に記入・印鑑を押印し、泉北クリーンセンターへ自己搬入。 ・ごみを搬入する際は、あらかじめ分別すること。 ・ごみの持込は、1日1回。 ・ごみをまとめるのに段ボール、事業系指定ごみ袋、家庭系日常(可燃)ごみ指定袋を使用しない。 ・処理手数料:搬入量10キログラムにつき150円 ・搬入時間:月曜日から金曜日(祝日を除く)午後0時45分～午後4時30分	直接施設搬入	自己持込	—

資料:家庭ごみの分け方・出し方パンフレット、市ホームページ、清掃事業概要 令和元年度 和泉市、市データ

② 事業系ごみ

収集・運搬手数料を表 2-1-17 に、事業系ごみ排出区分別の実績推移を図 2-1-3 に示す。

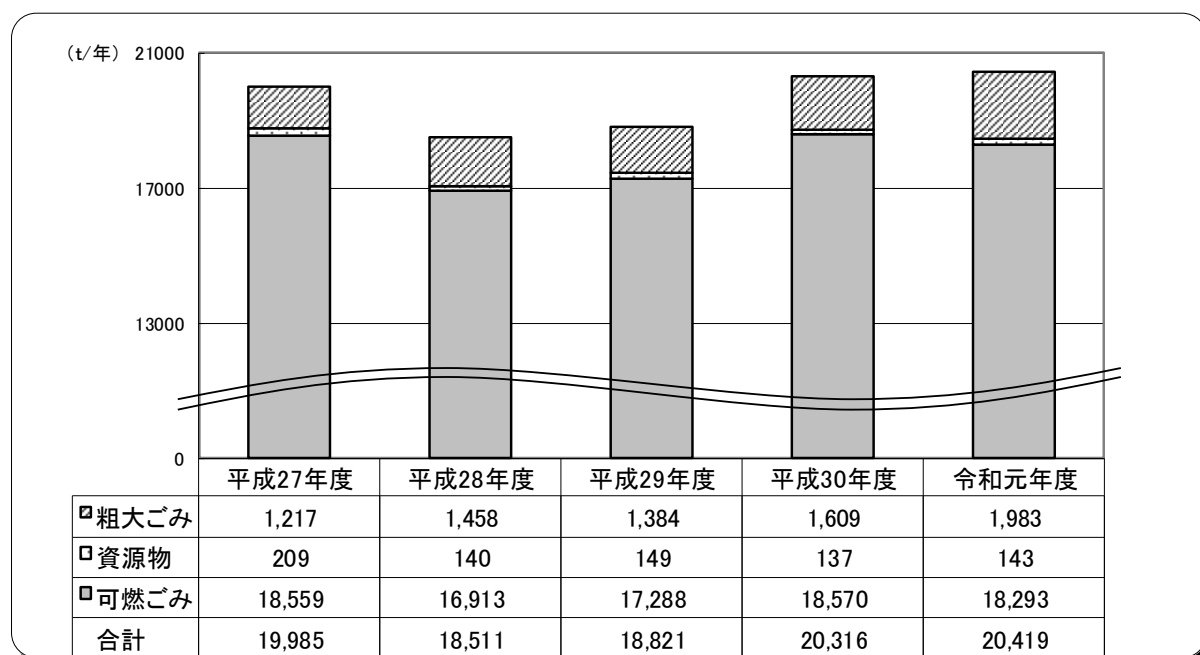
商店・事務所・工場などから出る事業系ごみは、可燃ごみと資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類）は契約を締結して定期的に、臨時的なごみや大量のごみは臨時ごみとしてそれぞれ有料収集をしている。

なお、紙類は新聞紙（チラシ）、雑誌（書籍）、段ボール、飲料用紙パック、その他の紙類で分別し、ひも等で十字に縛って排出している。

表 2-1-17 収集・運搬手数料

週の収集回数	1袋あたりの手数料(税込)	
	450袋	700袋
週2回まで	88 円	132 円
週3回又は4回	110 円	165 円
週5回以上	132 円	198 円

資料：清掃事業概要 令和元年度 和泉市



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-3 事業系ごみ排出区分別の実績推移

平成 20 年 12 月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部が改正され、平成 21 年 7 月 1 日から組合構成 3 市（泉大津市、和泉市、高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等すべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物）については、有料指定ごみ袋（450 袋：70 円/枚、700 袋：100 円/枚）による排出が、義務づけられた。

事業者自らが搬入する直接搬入ごみは、平成 20 年 4 月 1 日から従来どおり 10kg につき 150 円にて処分している。

③ 引越しごみ・臨時ごみ

引越しや大掃除等に伴って発生する臨時的なごみや多量のごみを排出する場合は有料で収集している。また、平成 26 年 4 月 1 日から、収集運搬料金は 2 t ダンプ車 1 台につき 8,800 円（税込）、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額である。

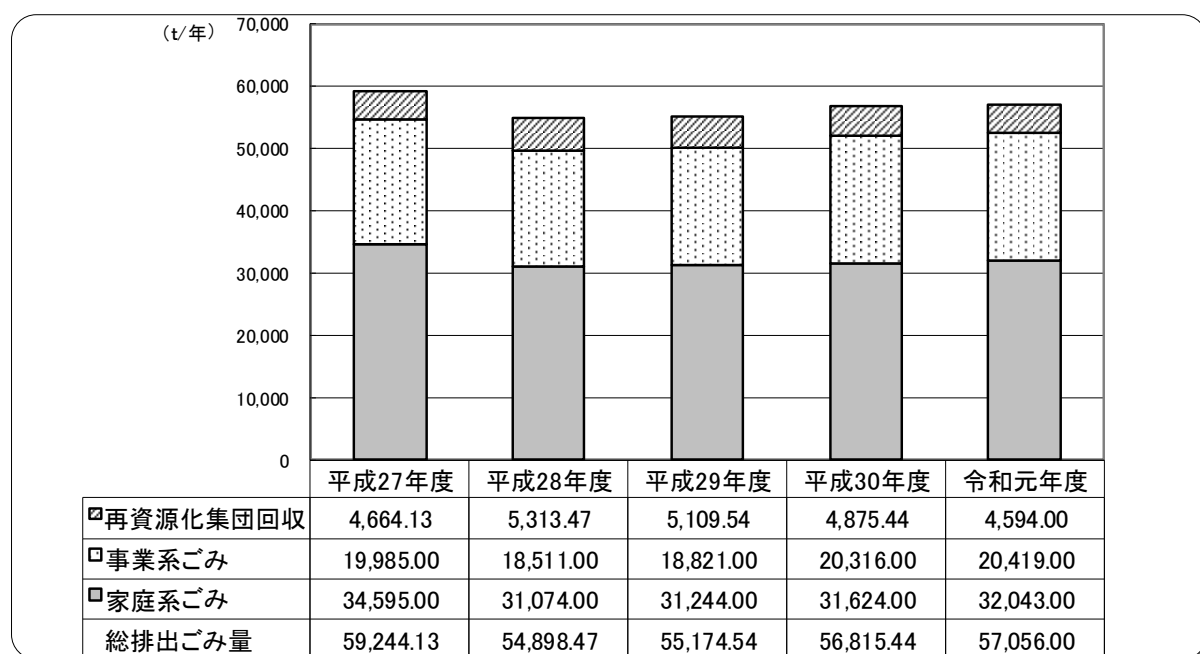
なお、平成 21 年 7 月 1 日より上記料金とは別に、組合ごみ処分手数料が必要となり、料金は、2 t 車 1 台につき 7,500 円（税込）、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額である。

（４）ごみ総排出量のまとめ

ごみ排出別ごみ総量の実績推移を図 2-1-4 及びごみ種類別ごみ総量の実績推移を図 2-1-5 に示す。

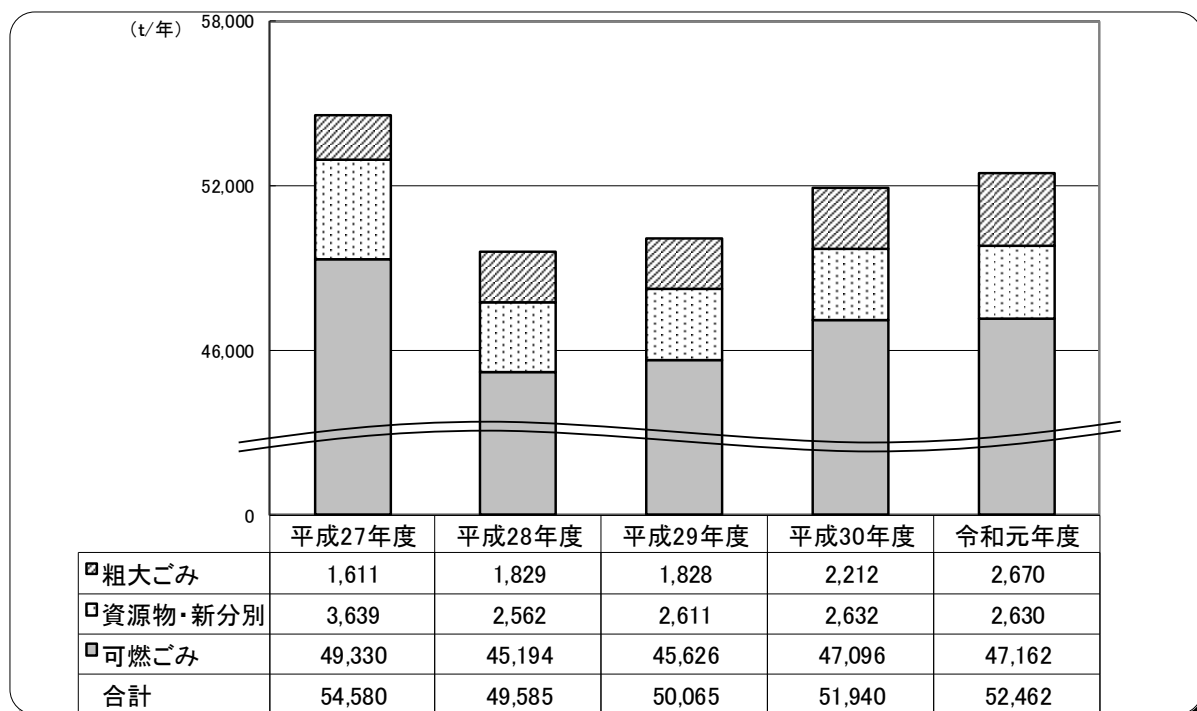
平成 27～令和元年度の過去 5 年間ににおける現状ごみ処理システムは、減量化・資源化、分別排出・収集・運搬、中間処理及び最終処分の各システムにおいて、施策の継続及び実施または廃止や施設の適正な運転等による実績である。

総排出ごみ量は、再資源化集団回収量、家庭系ごみ及び事業系ごみに分類して表示している。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-4 ごみ排出別ごみ総量の実績推移



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-5 ごみ種類別ごみ総量の実績推移

(5) 中間処理システム（組合）

中間処理施設の概要を表 2-1-18 に示す。

昭和 39 年 8 月に全連続燃焼式機械炉（150 t／24 h × 2 基）が完成（1・2 号炉）し、その後、昭和 48 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t／24 h × 1 基）が完成（3 号炉）し、さらに昭和 53 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t／24 h × 1 基）が完成（4 号炉）するとともに、昭和 39 年から稼働していた 2 号炉（150 t／24 h × 1 基）を廃止した。

昭和 57 年 6 月に粗大ごみ処理施設（50 t／5 h × 1 基）を設置し、8 月には資源ごみ小型選別処理施設を運転開始したが、平成 28 年 2 月に資源ごみ小型選別処理施設を廃止し、平成 28 年 4 月から資源化センターを運転開始した。

平成 3 年 3 月には全連続燃焼式機械炉（150 t／24 h × 2 基）が完成（5 号炉）したことにより、昭和 39 年から稼働していた 1 号炉（150 t／24 h × 1 基）を廃止した。

そして、平成 15 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t／24 h × 2 基）が完成（1・2 号炉）し、昭和 48 年から稼働していた 3・4 号炉及び昭和 57 年から稼働していた粗大ごみ処理施設を廃止し、粗大ごみ処理施設（40 t／5 h）、発電設備及び灰溶融設備（60 t／日 × 2 基）を設置したが、灰溶融設備については温室効果ガスの排出削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止している。また、5 号炉は組合構成 3 市のごみ減量化・リサイクルの推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5 号炉ピットを 1・2 号炉の予備ピットとして改修し、従前の 3 炉運転から 2 炉運転に縮小することにより、維持管理コストの削減を図るため、平成 25 年度から休止している。

表 2-1-18 中間処理施設の概要

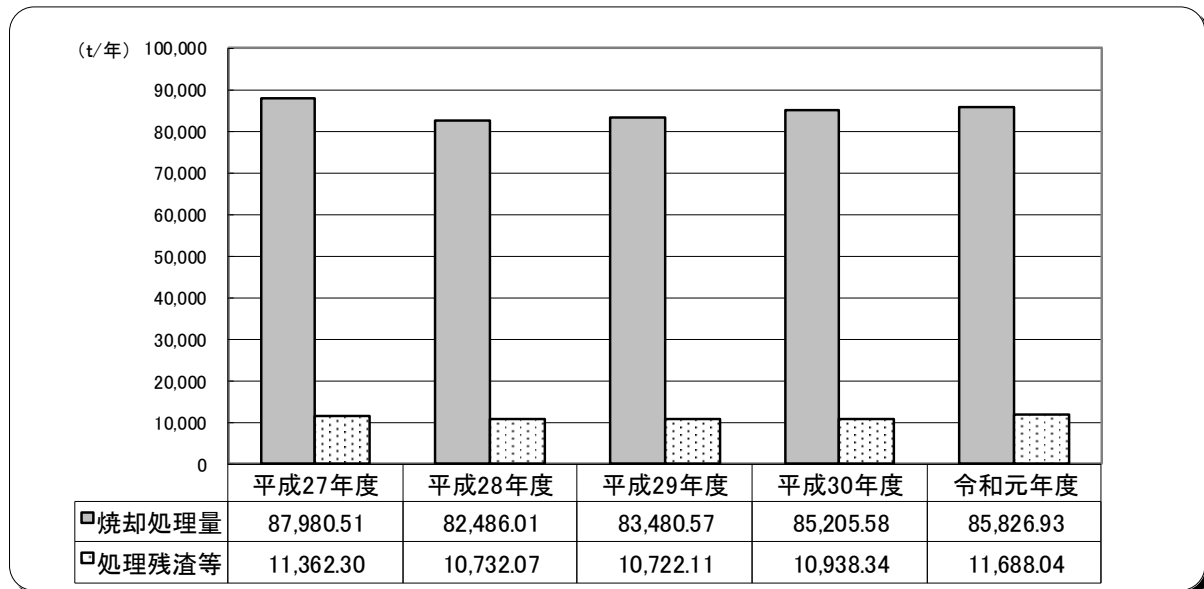
施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター				
所在地	和泉市舞町87番地				
土地面積	42,407.38㎡				
施設区分	ごみ焼却施設 1号炉	ごみ焼却施設 2号炉	粗大ごみ処理施設	ごみ焼却施設 5号炉(休止)	資源化センター (エコトピア泉北)
延床面積	25,967.08㎡			8,897.39㎡	3,182.13㎡
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	平成28年3月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)		併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別
処理規模	150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h	25t/5h
その他施設	計量棟 87.59㎡ ストックヤード等 436.59㎡ 管理棟 2,053.60㎡				
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段)51,000㎡/h ろ布414本 (2段)54,000㎡/h ろ布546本 ※発電設備 単気筒横置多段衝動式タービン 出力:9,300kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燦プール)へ温水送水 ※集合煙突(1・2・5号炉) 高さ:89m ※ごみピット容量:8,333㎡ ※緑地緩衝帯:7,263.79㎡		※不燃粗大ごみ 処理設備 高速衝撃剪断 回転式 22t/5h ※可燃粗大ごみ 処理設備 低速2軸回転式 18t/5h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置 →バグフィルター 装置 ※ごみピット容量 容量:4,600㎡	スチール・アルミ プレス機 容器包装プラ 圧縮梱包機 ペットボトル 圧縮梱包機

資料:令和元年度 組合事業概要

① ごみ焼却施設

ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移を図 2-1-6 及び図 2-1-7 に示す。

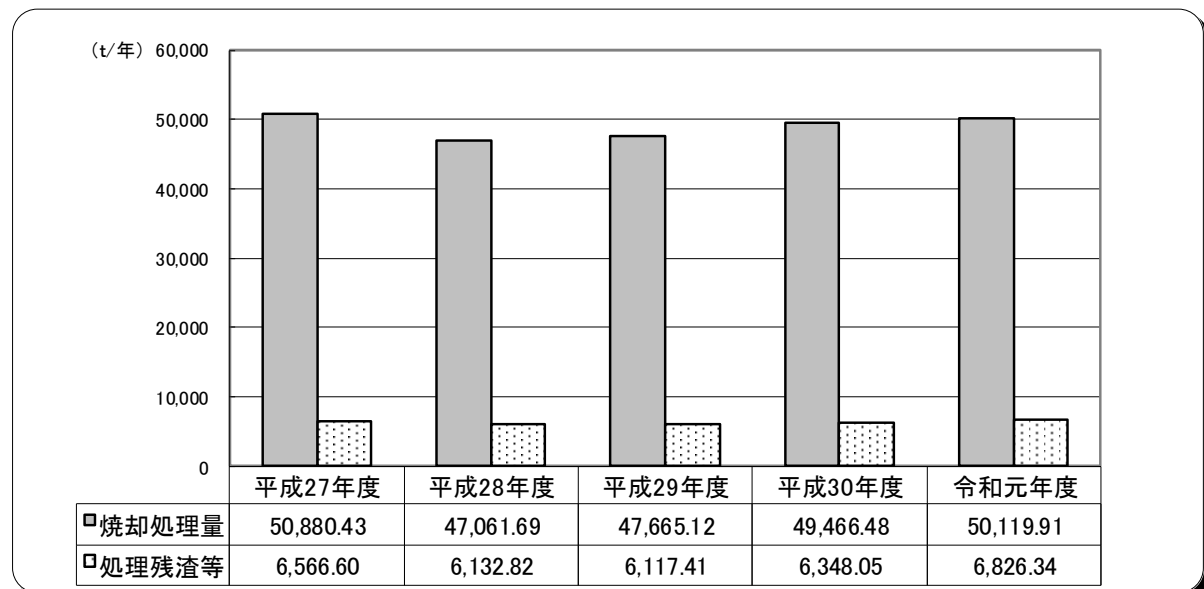
ごみ焼却処理後は、燃えがら及び固化灰の 2 種類の残渣となっている。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-6 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移 (組合)



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-7 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移 (本市)

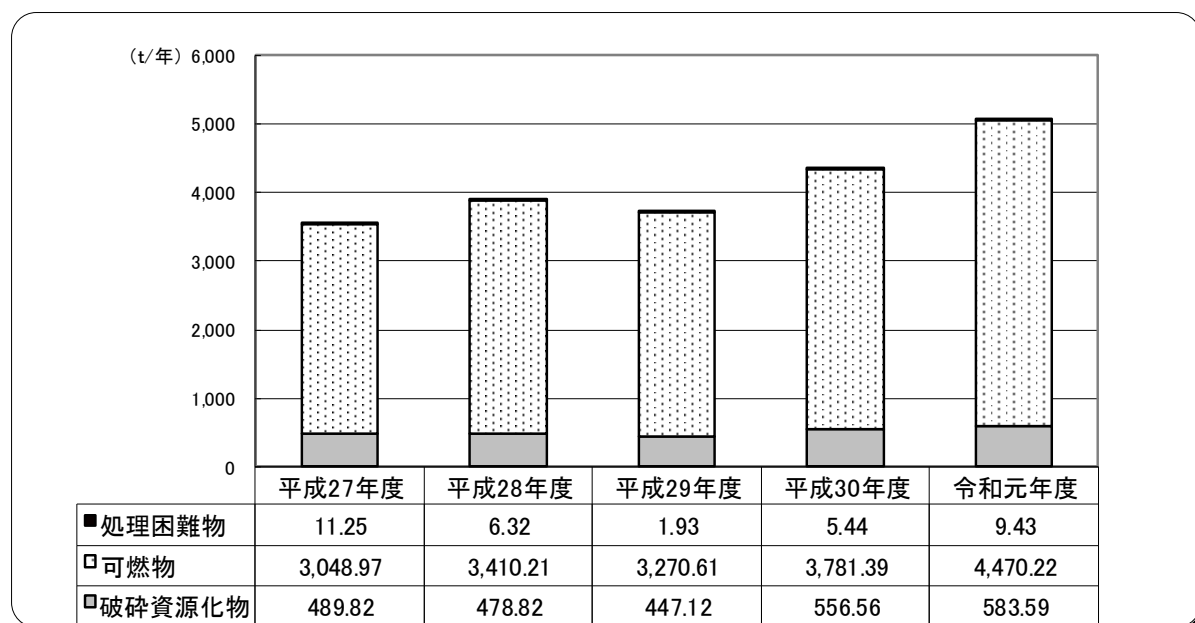
② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移を図 2-1-8 及び図 2-1-9 に示す。

粗大ごみは可燃物と不燃物それぞれのピットに分類して処理を行っている。

粗大ごみの可燃物は、破碎処理をして可燃性と不燃性に分類され、可燃性はごみ焼却処理施設、不燃性は粗大ごみの不燃物ピットへ搬入し処理している。

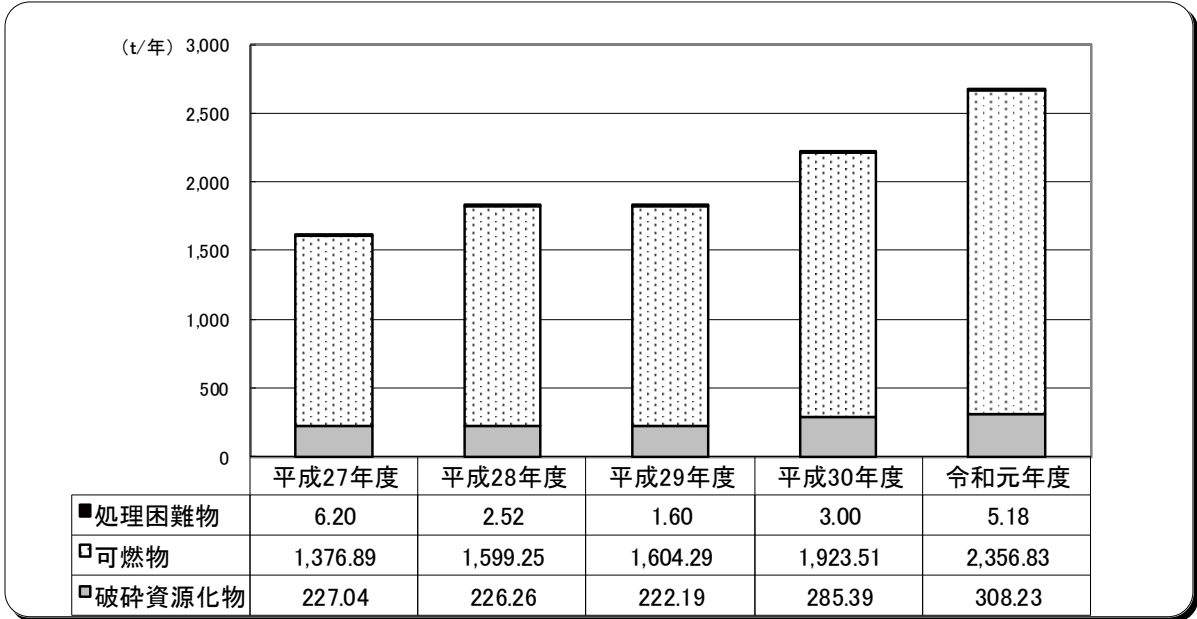
また、粗大ごみの不燃性は、破碎処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、アルミ、鉄類に分類して処理を行っている。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-8 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移 (組合)



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

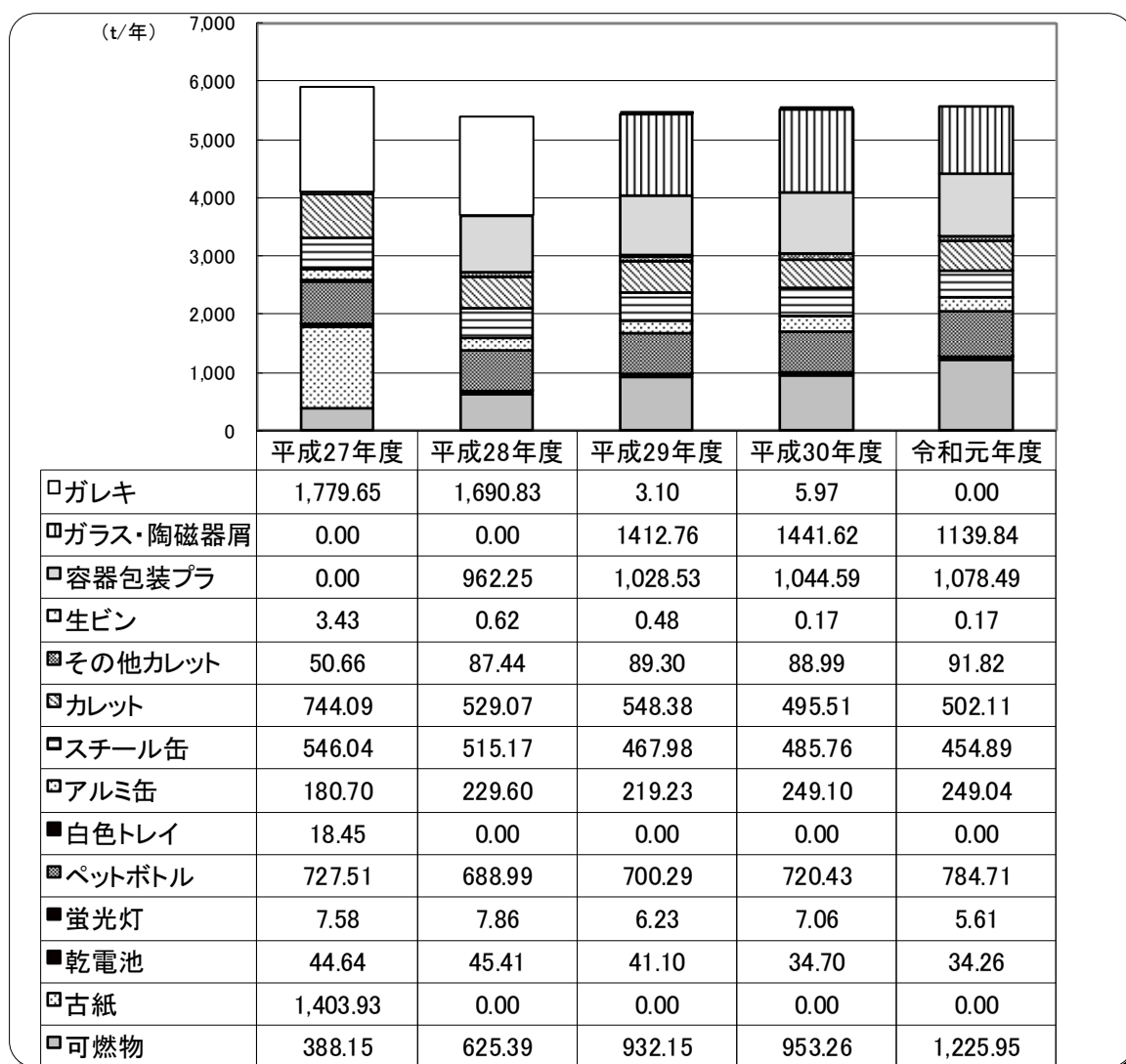
資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-9 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移（本市）

③ 資源化センター

資源化センターの稼働実績の推移（組合）を図 2-1-10 及び（本市）図 2-1-11 に示す。
ただし、平成 27 年度は資源ごみ小型選別処理施設での実績を示す。

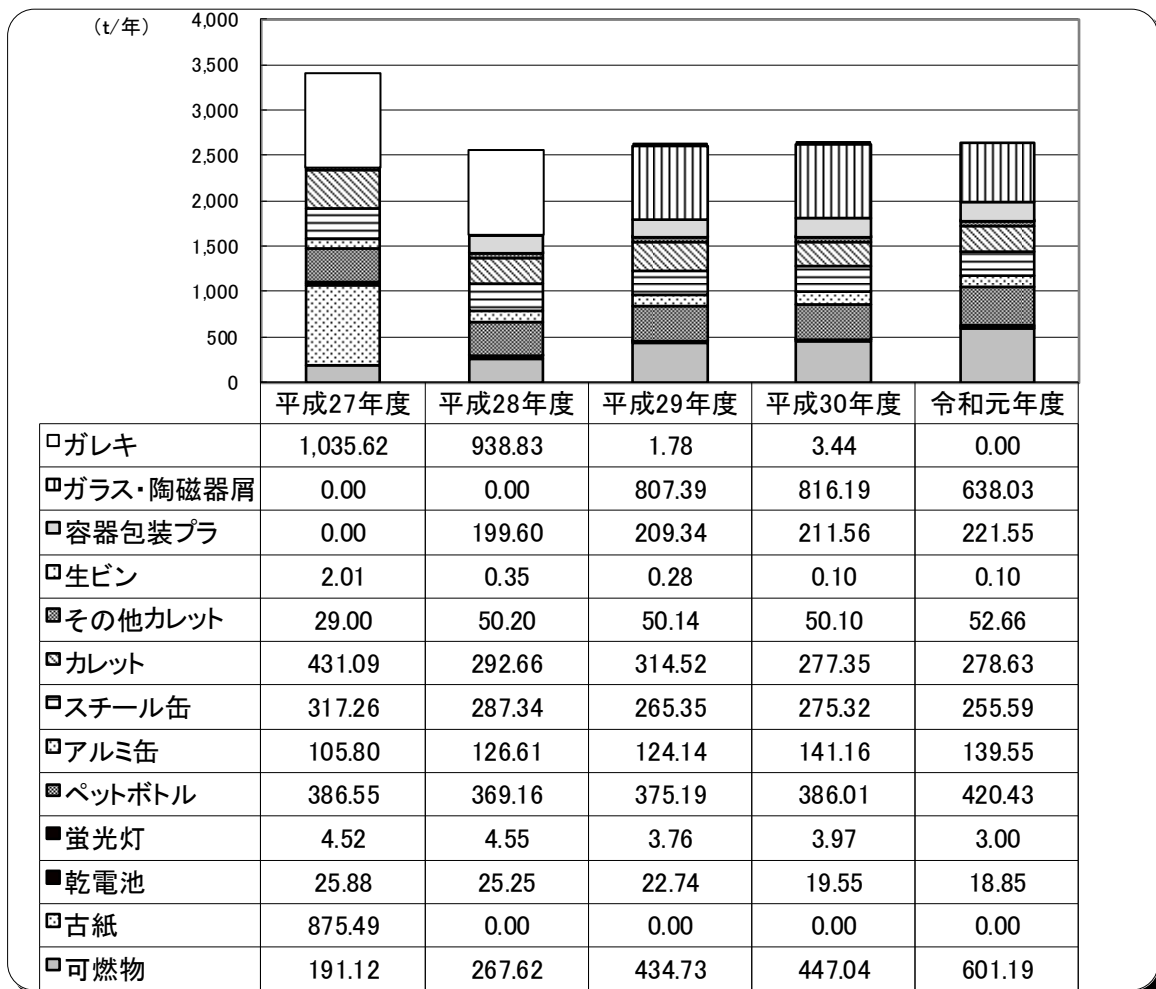
缶類、びん類は破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、スチール缶、アルミ缶、白・茶・その他のびん及び残渣に選別処理を行い、この内、スチール缶及びアルミ缶は、缶プレス機に通して成形処理を行っている。また、ペットボトル、トレイ、プラボトル、プラ容器は破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、ペットボトル、プラ容器等に選別処理を行い、それぞれ圧縮梱包機に通して成形処理を行っている。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-10 資源化センターの稼働実績の推移（組合）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-11 資源化センターの稼働実績の推移 (本市)

(6) 最終処分システム（組合）

松尾寺山最終処分場の概要を表 2-1-19、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖、大阪沖埋立最終処分場の概要を表 2-1-20、最終処分場施設の稼働実績の推移を図 2-1-12 及び図 2-1-13 に示す。

埋立処分先は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場の 2 箇所あり、燃えがら、固化灰及びガレキを埋立処分している。

表 2-1-19 松尾寺山最終処分場の概要

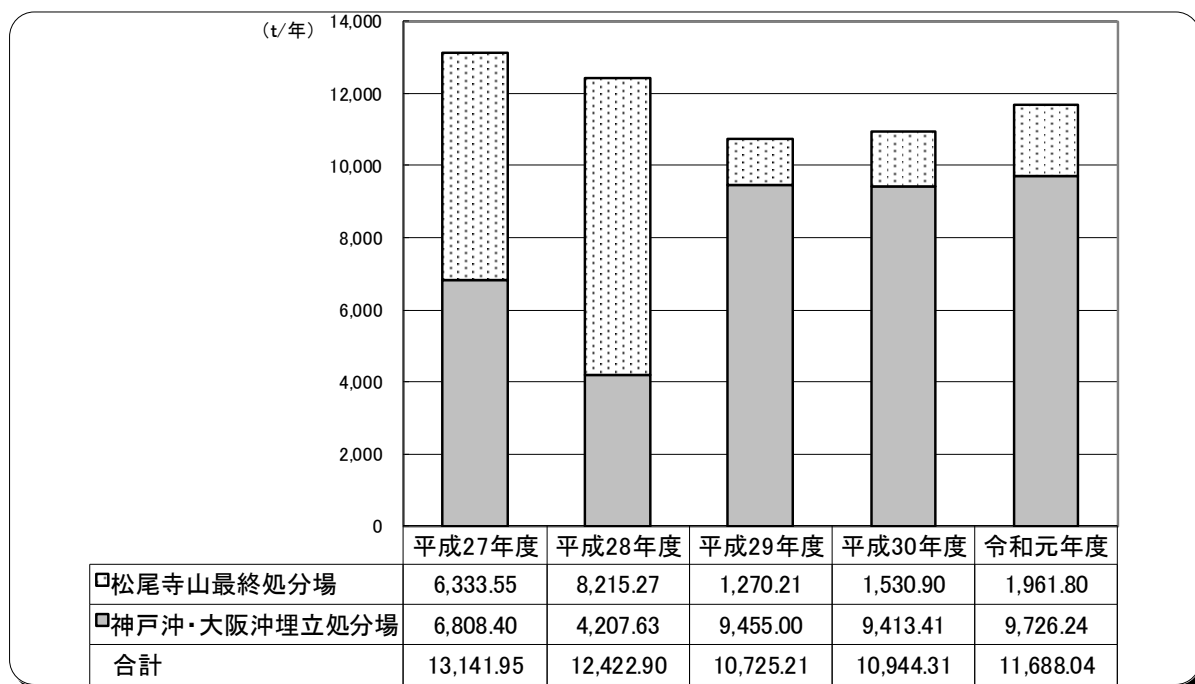
施設名称	泉北環境整備施設組合 松尾寺山最終処分場
所在地	和泉市松尾寺町1876番地
埋立場所	山間
埋立対象ごみ	焼却残渣(主灰、固化灰)、ガレキ
竣工年月	平成5年3月
敷地面積	48,471m ²
埋立面積	29,388m ²
埋立可能容量	410,430m ³
埋立方法	準好気性埋立(サンドイッチ方式)
浸出水処理方式	凝集沈殿 生物処理(脱窒なし)
管理方式	委託

資料: 令和元年度 組合事業概要

表 2-1-20 神戸沖、大阪沖埋立処分場の概要

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（平成30年3月変更認可）	
	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港地地先
埋立面積	88ha	95ha
埋立容量	1,500万m ³	1,400万m ³
一般廃棄物	720万m ³	590万m ³
産業廃棄物・ 災害廃棄物	620万m ³	530万m ³
陸上残土	160万m ³	280万m ³
浚渫土砂	0万m ³	0万m ³
土地利用及び規模	88ha（港湾ゾーン：69ha、都市ゾーン：0ha、 環境ゾーン：19ha）	95ha（港湾ゾーン：78ha、都市ゾーン：0ha、 環境ゾーン：17ha）

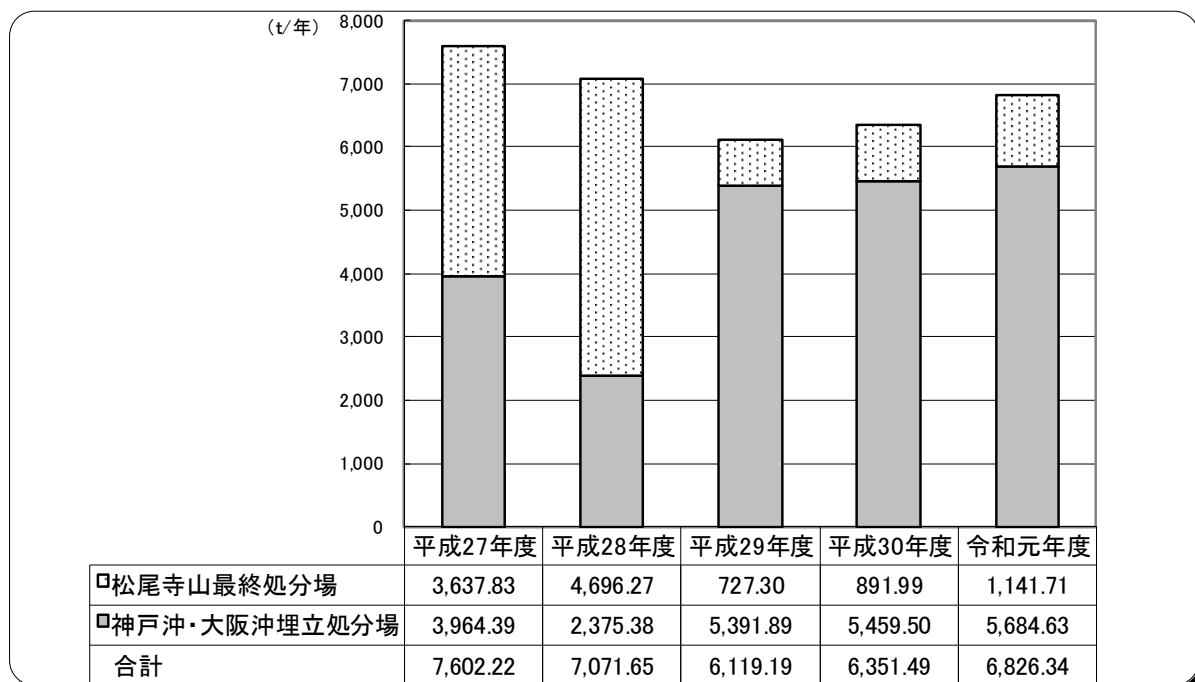
資料：大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページ（令和2年11月現在）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-12 最終処分場施設の稼働実績の推移 (組合)



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成27～令和元年度 組合事業概要

図 2-1-13 最終処分場施設の稼働実績の推移 (本市)

2. 第4次基本計画のレビュー

第4次基本計画（平成28年3月策定）で掲げた施策内容とその取り組み状況について、点検・評価等を表2-1-21、22、23に示す。

なお、点検・評価の基準は、下記のとおりとする。

◎：計画どおり取り組んでいる。

○：おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△：計画の調査・検討・調整中である。

－：計画の見直し・再検討を要する

表 2-1-21 第 4 次基本計画（平成 28 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標		計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
ごみ減量化目標		平成 12 年度を基準年度とし、平成 32 年度(短期目標)の減量化目標を設定した。 ・総排出ごみ量(g/人・日) : 1,189 ⇒ 781(▲34%) ・家庭系ごみ排出量(g/人・日): 642 ⇒ 376(▲41%) ・事業系ごみ排出量(t/年) :25,518 ⇒ 16,586(▲35%) ※家庭系ごみ:日常(可燃)ごみ+粗大ごみ	令和元年度の状況 ・総排出ごみ量(g/人・日) : 839(▲29%) ・家庭系ごみ排出量(g/人・日): 435(▲32%) ・事業系ごみ排出量(t/年) : 20,419(▲20%) ※家庭系ごみ:日常(可燃)ごみ+粗大ごみ	点検・評価 △ 平成 12 年度実績に対するごみ量の削減目標はいずれも未達成である。
1 循環型地域経済システムの構築	(1)啓発活動・環境教育による意識改革の推進	① PR・啓発事業・リサイクル教育の充実 ○ 環境教育の推進 ○ ITを活用した啓発 ○ ごみ処理・処分施設の情報提供	■ごみ分け方・出し方等出前講座による市民の意識啓発 ・教育現場での啓発 ・市内小学校での啓発(小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」を毎年発行) ・町会・自治会等での啓発 ■リサイクルプラザでの再資源化の促進及び情報発信 ・各種教室・環境講座の開催や情報の提供 ■研修会開催等 ・ごみ減量等推進員(リサイクリーン)の研修会 令和 2 年 6 月エコバック配布と意識調査の実施 ・ごみ減量等推進員(リサイクリーン)への「ごみ分別・減量の活動マニュアル」の配布 ・環境シンポジウム開催 ■広報等(広報誌・ホームページ掲載) ・毎年「清掃事業概要」の発行と、ごみ処理事業に係る排出量等の実績値の分析・活用 ・家庭系日常(可燃)ごみ有料化に係る啓発 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信(平成 29 年 7 月～) ・啓発キャンペーン実施	点検・評価 ○ 左記の啓発等により、一定の成果をあげている。
		② ごみ減量関連事業の支援 ○ ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築 ○ 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究	■「ごみダイエット作戦」推進事業の展開 ・生ごみの水切り⇒水切りネット配布 ・「日常(可燃)ごみに含まれる紙類の資源化」⇒紙分別用紙袋全戸配布 ・食品ロス⇒啓発チラシ全戸配布 ■調査・研究 ・多量排出事業者への調査・立ち入り指導 ・家庭系ごみ、事業系ごみの減量化、資源化の事例調査研究 ■ごみ袋有料化(平成 27 年 10 月～) ・平成 24 年度ごみ排出量の 20%削減を目標値とした減量化の推進 ■リサイクルプラザの活用 ・ごみ減量・資源の有効活用及び再資源化の実例展示 ・講習・講座・教室の継続開講 ■「ごみダイエット作戦」平成 24 年 4 月～ ・広報紙への掲載やチラシの各戸配布、町会・自治会を通じての回覧、市内5駅でのキャンペーン実施などの啓発実施 「生ごみの水切り」 「日常(可燃)ごみに含まれる紙類の資源化」 「食品ロス」	点検・評価 ○ 左記の支援等により、一定の成果をあげている。
		③ 適正処理困難物の処理促進 ○ 適正処理困難物の周知と処理ルート の 確立	■市民周知 ・「家庭のごみの分け方・出し方」チラシ全戸配布 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」での検索 ・ホームページでの検索 ・令和 3 年 2 月「和泉市ごみ分別辞典(3 年間版)」冊子全戸配布 ■市民からの問い合わせ ・電話での案内・ホームページでの問い合わせ対応	点検・評価 ○ SNS 配信利用や全戸配布による周知方法の拡大を図った。
		④ 環境美化の推進・不法投棄の防止 ○ 地域清掃活動の支援 ○ 不法投棄防止の看板設置 ○ 不法投棄監視パトロールの強化 ○ 職員通報システムの構築	■支援 ・地域清掃用ごみ袋の無料配布 ・不法投棄防止の看板(貸出)や監視カメラの設置 ■公民協働による未然防止策 ・ごみ減量等推進員(リサイクリーン)への巡回パトロール等の協力要請 ・定期的な巡回パトロール・不法投棄発見時の対応についての研修の実施 ・市民へのPR活動 ■委託 ・不法投棄防止循環パトロールの強化、平成 27 年度から平日・休日(夜間含む)に市内の不法投棄防止監視パトロール業務の委託 ■制度による抑制 ・「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」制定 ・「和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例」制定	点検・評価 ○ 左記の防止対策を講じているが、不法投棄が絶えない。

表 2-1-22 第 4 次基本計画（平成 28 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標		計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1 循環型地域経済システムの構築	(2)ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	① 家庭系日常(可燃)ごみ有料化の実施状況等の点検 ○ 有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表	■目的 ・ごみ減量とリサイクル促進 ・排出抑制努力の公平性の確保 ・泉北環境整備施設組合構成3市のごみ搬入量の削減 目標値:ごみ排出量 26,938t（平成24年度実績値 33,673tから20%削減） 平成28年度 28,265t 16.6% 平成29年度 28,322t 15.9% 平成30年度 28,510t 15.3% 令和元年度 28,853t 14.3%	点検・評価 ○ 左記の事業実施により、一定の成果をあげている。
		② 分別排出区分の拡充と資源化拡大 ○ その他プラスチック製容器包装分別収集の実施 ○ 小型家電リサイクル回収システム整備の研究 ○ 店頭・拠点回収等の回収先拡充	■「いずみプラスチックごみゼロ宣言」発出（令和元年10月） 行動指標 ・マイバック・マイボトルの持参 ・使い捨てプラスチック製品の買い控え、使用制限 ・ごみの分別と適正処理 ■小型家電リサイクル無料回収 ・公共施設4か所への小型家電リサイクル回収ボックスの設置（平成29年12月） ■資源物分別回収 ・蛍光灯・ボタン電池等の回収	点検・評価 ○ あらたな取り組みにより、一定の成果をあげている。
		③ 再資源化集団回収システムの拡充 ○ 再資源化集団回収の啓発・強化 ○ 行政回収から集団回収への排出移行の誘導 ○ 集団回収未実施地域への呼びかけ	■再資源化事業推進奨励金制度の推進 ・奨励金制度（平成4年3月～）実施 奨励金の交付額について、平成27年3月実施分から、1か月あたり1,000円の交付を廃止し、回収量1kgあたり5円であったものを6円（平成28年12月実施分までは7円） 平成28年度 255団体 5,313t 平成29年度 255団体 5,109t 平成30年度 254団体 4,875t 令和元年度 254団体 4,593t	点検・評価 ○ あらたな取り組みにより、一定の成果をあげている。
		④ 不用品等のリサイクル促進 ○ リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築 ○ フリーマーケットの開催検討 ○ 不用品等のリサイクルの広域化	■情報発信 ・リサイクルプラザでの不用品情報提供 ・施設内及び市内コミュニティ施設でのフリーマーケット開催 ・イベント（泉北環境クリーンフェスティバル）での共催	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
		⑤ 家庭における生ごみ減量化の推進 ○ 食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底についての啓発○ 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度のPR及び啓発の充実 ○ 生ごみ処理器「キエーロ」の効果の検証	■購入費補助制度（平成27年4月～）の市民周知 ・コンポスト・EMぼかし生ごみ堆肥化容器・家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度のPR及び啓発 広報紙やホームページ等 ・生ごみ処理器「キエーロ」に係る「和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金交付要綱を制定 令和元年度末現在の助成基数は、コンポストが累計1,575基、EMぼかし生ごみ堆肥化容器が累計645基、家庭用生ごみ処理機累計206基、キエーロ累計1基となっている。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
		⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ○ 事業系ごみ排出実態の継続的把握 ○ ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討 ○ 事業所向け自主回収の協力要請 ○ 事業所向け実践事例情報提供 ○ 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供の充実 ○ 多量排出事業者に対する減量の協力要請 ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底 ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請 ・多量排出事業所の立入検査実施の検討 ・優良事業所の表彰制度導入の検討	■事業系可燃ごみの排出抑制の施策 ・収集運搬料金＋指定袋有料制 ・条例・規則に基づく多量排出事業者に対する指導 事業者（月3t以上または延床面積3,000㎡以上等）に対して、年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」の提出を依頼し、排出抑制を行っている。 ■自主再生利用の促進 ・泉北環境整備施設組合への古紙類搬入禁止と、再生利用の促進 ■資源物の分別収集 ・資源として缶、ビン、ペットボトルの分別収集（許可業者）を実施 事業系ごみ量は、大規模小売店舗の出店等から事業所数が増加しており、平成28年度の18,511tに対して令和元年度では20,418tに増加している。	点検・評価 △ 事業系ごみ量は過去5年間で増加しており、更なる排出管理と指導の徹底が必要である。 特に、計画書の提出内容を精査し、排出量の多い事業所の現状を実際に確認し、減量抑制についての助言を行うなどの対策が必要である。

表 2-1-24 第 4 次基本計画（平成 28 年 3 月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標		計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
2 循環型廃棄物処理システムの構築	(3)緊急時のごみ処理対策	① 事前の対策 ○ 危機管理所管と協議を行う	■災害廃棄物緊急対策 ・和泉市地域防災計画(平成 27 年4月)における対応方策の検討 ・災害廃棄物処理計画策定の検討	点検・評価 ○ 左記の施策等により、平成 30 年発生の台風 21 号において短期間で処理を行い、非常に効果的であった。
		② 緊急時の対策 ○ 廃棄物処理施設の防災体制の整備		
		③ 災害時の的確かつ迅速な対応 ○ 広域的連携の強化 ・周辺自治体との連携強化 ・震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充	■計画 ・地域防災計画に基づく、広域的連携の強化、周辺自治体との連携強化、震災等災害時の相互応援、支援体制の構築 ・災害時防災 ■支援体制 ・近隣自治体や民間事業者との、ごみ・し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に係る相互支援基本協定書や、災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定書の締結	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
		④ 環境に配慮した復旧 ○ 環境に配慮した災害廃棄物の処理 ○ 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保	■環境に配慮 ・体験をもとにした更なる迅速かつ適正な災害廃棄物の処理方法等を調査、研究	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	(1)計画推進体制の強化	① 市民・事業者・行政の協働推進 ○ 市民・事業者・行政の共通的な役割 ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり ・減量計画(アクションプログラム)の作成検討 ・ごみ減量等推進員(リサイクルクリーン)等と連携した減量計画に基づく実践行動 ・エコ・ショップと連携した環境配慮型販売システムの拡充	■公民協働による推進 ・市民、事業者の理解を深める啓発活動の実施 ・市民に対する3R の推進啓発・「ごみダイエット作戦」の呼びかけやごみ減量等推進員(リサイクルクリーン)と協力した市内駅前でのごみ減量啓発キャンペーンの実施 ・多量排出事業者への「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」の提出要請(年1回)、事業系一般廃棄物の処理に係る指示、指導	点検・評価 △ 市民、事業者の役割については、徐々に浸透しつつあるが、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発活動を続ける必要がある。
3 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	(1)計画推進体制の強化	② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し ○ ごみに関する市民意識アンケート調査の検討	■アンケート調査の実施 ・プラスチックごみゼロに関する市民(ごみ減量等推進員(リサイクルクリーン))アンケートの実施 ・レジ袋有料化に伴う、プラスチックごみゼロに関する職員の意識調査の実施	点検・評価 △ 左記の施策等により、今後の施策を検討する。定期的な実施と効果検証を継続する必要がある。
		③ 組合との連携 ○ 組合との連携・協力	■泉北環境整備施設組合及び構成市 3 市における常時連携、情報交換・活動等の協力体制の維持	点検・評価 ○ 連携、協力が図られている。
		④ 情報公開の推進 ○ 情報の提供と広範な意見募集活動の継続	■情報の公開 ・毎年発行する「清掃事業概要」のホームページ掲載 ・毎月発行する広報いずみへのごみ排出量の掲載 ・和泉市ごみ減量等推進審議会の会議録の公開 ・基本計画案・条例制定案等パブリックコメント公募実施 ・市民説明会の開催等、市民の声を聞く機会の設置	点検・評価 ○ 必要な情報提供と意見募集活動が行われている。
		⑤ コスト管理の検討 ○ 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究	■コスト管理 ・国や大阪府が毎年公表する一般廃棄物処理事業実態調査結果等の調査 ・一部の事業における行政評価等による事後評価の実施	点検・評価 △ 環境省の「一般廃棄物会計基準」等の活用も検討する必要がある。
		① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識 ○ ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知	■家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施 ・市民への具体的に明確な目標値の提示 目標値:ごみ排出量 26,938t (平成 24 年度実績値 33,673tから 20%削減) 平成 28 年度 28,265t 16.6% 平成 29 年度 28,322t 15.9% 平成 30 年度 28,510t 15.3% 令和元年度 28,853t 14.3%	点検・評価 ◎ 家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施後のごみ発生量は減少したものの、近年は微増傾向にある。
	(2)進捗状況管理の確立	② PDCAサイクル手法管理の構築 ○ PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究	■PDCAサイクルの活用 ・行政評価等による事後評価の実施 ・リサイクルプラザ運営の見直し	点検・評価 △ 社会流暢を鑑み、あらたな発想で取り組む方向性が示された。

3. 現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点

(1) ごみ処理・処分主体システム

市の事務と組合の事務の協働・連携

本市は、減量化・資源化及び収集・運搬の事務を担当しており、組合は中間処理及び最終処分を担当していることから、市のごみ収集・運搬量と組合の中間処理ごみの搬入量との整合をはじめとして、減量化・資源化施策や収集・運搬施策の実施に際し、必要に応じて市及び組合で調整する必要がある。

(2) ごみ減量化・資源化システム

①家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成 27 年 10 月から実施した日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）に伴い一時的に減量化が進んだものの、2 年目以降は 1 人 1 日当たり排出量が微増に転じていることから、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチックボトル等及び紙類等は、資源物の収集が定着していくとともに、再資源化集団回収による新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類及び古布類の 6 種類の資源物回収も一定の成果を上げている状況の中、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生・排出抑制を推進していくような循環型地域経済システムを目指していく必要がある。

生ごみ堆肥化容器の助成は平成 5 年度から実施し、また適宜購入費補助を拡充しており、今後も生ごみ減量化を推進していくためには、まずは生ごみを出さない食品ロス対策について事業者と協力して戦略的に実施するとともに、どうしても出る生ごみについては減量効果の P R や使用方法の実演、有効利用の紹介等を実施していく必要がある。

さらにまた、再資源化集団回収活動に伸び悩みがあり、更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的に P R していく必要がある。

②資源物回収システムの充実

近年、容器包装等の材質が、生産者及び消費者のニーズにより、軽くて強度のある容器包装（ペットボトルや紙製容器等）に移行しており、ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、再資源化集団回収及び店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。

また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが求められている。

本市では、パソコンについてはメーカー回収としており、他の小型家電は本市公共施設4か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収を行っている。今後、小型家電の再資源化を促進するとともに市民の利便性のため、収集運搬先を小型家電リサイクル法に基づく認定事業者にしていく必要がある。

(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

①分別収集の充実による容器包装ごみ等の資源化推進

家庭系ごみの中で、容積比約5割を占める容器包装ごみのリサイクルは、検討していく必要がある。容器包装リサイクル法は容器包装ごみのリサイクルと、その分別収集に当たっての、排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められている。

本市では既に、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っている

また、収集した容器包装ごみ・資源物を引き渡す再生事業者等の受け皿の確保及び引き渡し先の受入基準に対応した選別・圧縮・保管施設等の整備を組合と協議していく必要がある。

特にプラスチックごみについては「いずみプラスチックごみゼロ宣言」を起爆剤として戦略的な取り組みが求められている。さらに、国ではプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収・リサイクルする動きがあることから、今後の動向を注視し、組合及び構成市とともに国の方向性に沿った分別のあり方について検討していく必要がある。

②家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で、年々世帯数は増加している。家庭系ごみの収集運搬は、現状の委託収集とし、収集運搬頻度等は、必要に応じて見直していく。また、新たな分別収集を行うにあたっては、委託収集による体制を構築していく。

さらに、資源物のリサイクルを推進するため、収集後の選別・再生工程を考慮し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような収集運搬方法を研究する。

③事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）の発生抑制・資源化の推進

ISO14001の認証取得等により、積極的に環境管理を進める等、事業者のごみ減量化・環境保全に対する意識は高まりつつあるが、小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな食品ロス対策や資源化システムの構築が求められている。

これら、小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小

売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生・排出抑制や資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校等の公共施設が率先して実施する必要がある、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

（４）中間処理システム（組合）

中間処理施設等の適正管理と確保

組合のごみ焼却施設のうち５号炉は休炉しており、稼働中の１・２号炉は稼働開始から約１８年が経過し、重要な設備や機器について大規模な改良事業（基幹的設備改良事業）を実施する時期（概ね１０～１５年ごと）にきている。基幹的設備改良事業を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするには、単なる施設の延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などＣＯ₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められていることから、改良事業の実施にあたっては十分な検討が必要である。

また、平成２８年４月から供用開始している資源化センターにおいては、新たにペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の資源化処理を行っていることから、効率的な資源回収が行えるよう管理・運営体制を構築する必要がある。

（５）最終処分システム（組合）

一般廃棄物最終処分場施設の安定的な確保と延命化

松尾寺山最終処分場は平成５年から供用開始し、約２７年経過しているが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場との併用により、安定的な確保と延命化が図られている。しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地・海面空間を消費する施設であるため、松尾寺山最終処分場、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に持続させるためにも、発生・排出段階によるごみの減量化・資源化を進める必要がある。

（６）その他のシステム

①市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生・排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中、市民・事業者・行政が今後、どのような行動を実践することにより更なるごみの減量効果が得られるのか、また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、ごみ減量のために果たすべきそれぞれの役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等で実施しているが、

より一層の充実・向上を図るためにも市民の意識調査や感想・意見等の反映や関係事業所等との連携・取り組みが必要である。

②不法投棄ごみに対する対応の強化

ごみ減量等推進員（リサイクリーン）を平成7年度から委嘱し、地域の不法投棄の監視及び通報の体制を構築している。

空き地等の公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、日常（可燃）ごみ有料化の実施により、不適正排出や排出区分を守らず排出する行為、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発・指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、家電リサイクル法施行に伴う家電4品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫）等の不適正排出や不法投棄が後を絶たないことから、広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化したり、定期的なパトロール体制を継続していく必要がある。また、不法投棄が頻繁に行われる場所には、監視カメラの設置を検討する。

③ごみ減量化に向けた事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）処理の構築

事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分しなければならない。

3 t／月以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者や事業所の延べ床面積が 3,000 m² 以上ある場合等は、「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を作成し、市長に提出しなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

④経済的・効率的で安全・安心なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市税、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業収入等を主な財源として運営されている。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要がある。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を民間委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要がある。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最大の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要がある。

加えて、起こりうる大規模災害や感染症蔓延等に対して、平時からの備えを確立し、強靱なごみ処理体制を構築・維持していく必要がある。

第2節 ごみ処理の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

本市は、これまで平成 28 年 3 月に策定した第 4 次基本計画に基づき、「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念とし、資源循環のためのごみ処理システムの構築に努めてきた。

近年、国において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行をはじめ、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく、第四次循環型社会形成推進基本計画、国の基本方針及び廃棄物処理施設整備計画が制定・見直しされた。本市においても、人口動態、産業の動向等の社会状況の変化、和泉市総合計画によるまちづくりの推進、地方分権に即した行財政システムの構築を目指す等、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化していることから、第 4 次基本計画の見直しを図り、ごみ処理の新たな基本的な方向性を構築する必要性が生じた。

したがって、本計画では、これまでの市民・事業者・行政それぞれの取り組みの効果を踏まえ、より一層のごみの減量化や適正な処理・処分を進めるための市民・事業者・行政の経済的負担のあり方や今後のごみ処理施設の整備構想を展望する等の、長期的・総合的かつ計画的な視点に立ったまちづくりの将来目標及びごみ処理の基本的な方向性を定めることとする。

2. 基本理念

本市の「和泉市総合計画（平成 28 年 5 月策定）」は、都市の将来像「未来に躍進！活力と賑わいあふれる スマイル都市」を実現するため、5 つのまちづくり目標を定めており、このうちごみ減量や災害対策が関連するものとして「子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまち」及び「安らぎを感じながら生活を送ることができる、安心を実感できるまち」を掲げている。

また、令和 2 年度に策定中の「和泉市環境基本計画」では、引き続き望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」」を掲げている。

これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していくこととする。

3. ごみ処理の基本的な方向性

ごみ処理の基本的な方向性を図 2-2-1 に示す。

循環型社会の確立に向けた継続的なシステムとして、引き続き「循環型地域経済システムの構築」、「循環型廃棄物処理システムの構築」及び「循環型廃棄物マネジメントシステムの構築」の 3 つを掲げ、各々の協働・連携による基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を目指すこととする。

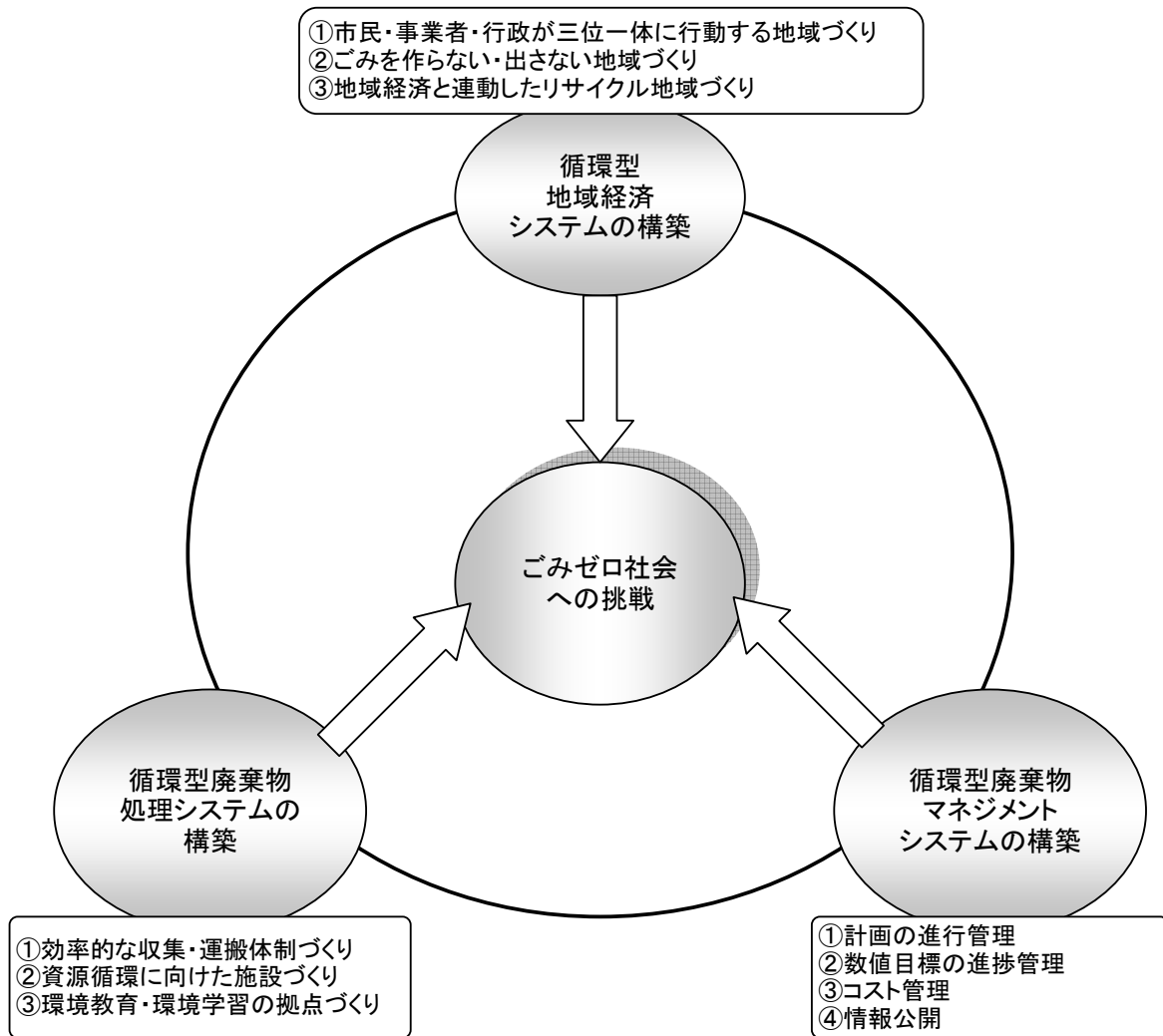


図 2-2-1 ごみ処理の基本的な方向性

(1) 循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域づくり

—ごみの発生・排出を抑制し、資源が円滑に循環するシステムの構築—

① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり

持続可能な資源循環型社会の構築を目指すためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自らの責任を自覚し、互いに協働し合うことが重要である。

これまでも循環型社会へ向け、様々なごみ減量・リサイクル活動を実施してきたが、これらの活動について地域・経済の動向や地域環境の変化に応じて見直し、より多くの人が様々な立場からいつでも参加できるような仕組みや活動拠点づくりを推進していく。

② ごみを作らない・出さない地域づくり

循環型社会形成推進基本法が平成13年1月から施行され、循環型社会の構築に向けて、ごみの発生・排出抑制、再使用が最優先の課題として掲げられている。

一人ひとりがごみの排出者としての責任と自覚を持ち、より環境に配慮した消費生活行動を実践し、ごみの発生・排出抑制、再使用を進める地域づくりを構築していく。

③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

これまでのリサイクル活動は、再使用が可能なものは再使用し、再使用が困難な資源は全部または一部を原材料として再生利用（マテリアルリサイクル）を行っており、今後もマテリアルリサイクルを維持していく予定である。

資源循環を促進していくためには、変化する地域経済状況に連動した、市民に定着するリサイクル地域づくりを構築していく。

(2) 循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム（選別・破碎・焼却処理等）、最終処分システムというごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

① 効率的な収集・運搬体制づくり

一般家庭から排出されるごみや資源の安定的な収集運搬作業を継続させるため、収集能力の強化及び効率的・効果的な収集が可能となる体制を構築していく。

② 資源循環に向けた施設づくり

ごみ処理工程の中で、今後も積極的な資源物回収や熱回収（サーマルリサイクル）が

可能な環境への負荷を抑制した施設づくりを進めるとともに、再生利用できないものは、公衆衛生維持のために適正な処理や埋立処分する必要があることから、最終処分場の延命化にも努めていく。

③ 緊急時等におけるごみ処理体制づくり

大規模な災害や感染症蔓延等の緊急時において、ごみの排出のあり方やごみ収集・処理従事者の安全な作業環境の確保、速やかな処理・処分を実現するため、平時から市民への周知・理解促進、関係者との連携体制構築、職員研修等を実施して備える。

④ 環境教育・環境学習の拠点づくり

環境問題について、市民や事業者が学び知る機会を幅広く設け、関心をもてるように働きかける必要がある。特に子どもたちに対しては、学校における環境教育の時間を確保するとともに、地域や教育現場と連携した環境学習への取り組みを図っていく。

(3) 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

循環型地域経済システムや循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

① 計画の進行管理

環境負荷の低減を目的とした循環型地域づくりは、適宜見直しを図りつつ、推進に努めることとし、次世代に継承していく必要がある。そのために、本計画の進捗状況を精査、検証するマネジメントシステムを構築していく。

② 数値目標の進捗管理

減量化・資源化等の目標は定期的に実態の把握を行い、ごみ処理の動向を見極めながら施策の効果を検証するとともに、その評価を踏まえ目標達成がなされるように必要な施策展開を図っていく。

③ コスト管理

効率的・効果的な施策展開がなされるように、経営的視点から事前事後の検証・評価を行い、段階的に適切なコスト管理の枠組みを構築していく。

④ 情報公開

減量化・資源化施策を効率的・効果的に進めるために、わかりやすい啓発活動と情報公開を行っていく。

4. ごみ排出の数値目標

(1) 目標設定の考え方

廃棄物の適正処理に関し、国においては、「国の基本方針」、「廃棄物処理施設整備計画」(平成 30 年 6 月閣議決定)により、ごみの資源化・減量化の目標を定めている。

さらに、「第 5 次環境基本計画」(平成 30 年 4 月策定 環境省)においては、「第 4 次循環基本計画」(平成 30 年 6 月策定 環境省)に則り、総合的かつ計画的に施策を推進するとしている。

ごみの減量化は、ごみの資源化を含めて推進することを踏まえ、本計画においてはごみの減量化目標を設定することとする。

(2) ごみ減量化目標の設定

本計画のごみ減量化目標は、国の循環基本計画に示す減量化目標を参考に、短期及び中・長期それぞれの目標を設定する。

短期目標は、令和 7 年度には排出ごみ量の原単位(1 人 1 日当たりの排出量)について平成 24 年度比で 14%の減量を目指すこととする。中・長期目標は、今後の経済等の成長が予想される中であっても、令和 17 年度末で平成 24 年度比 15%以上を目指すものとする。

【ごみ排出量の減量化目標】		
短 期 目 標	： 令和 7 年度	14%
中・長期目標	： 令和 7 ～17 年度	15%以上

※ごみ排出量：1 人 1 日当たりの排出量＝(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷人口÷年間日数

第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測

1. 計画収集人口の将来予測

計画収集人口の将来予測結果を図 2-3-1 に示す。

平成 27 年 12 月に策定した和泉市人口ビジョンにおける推計人口を基に、計画収集人口を予測した。

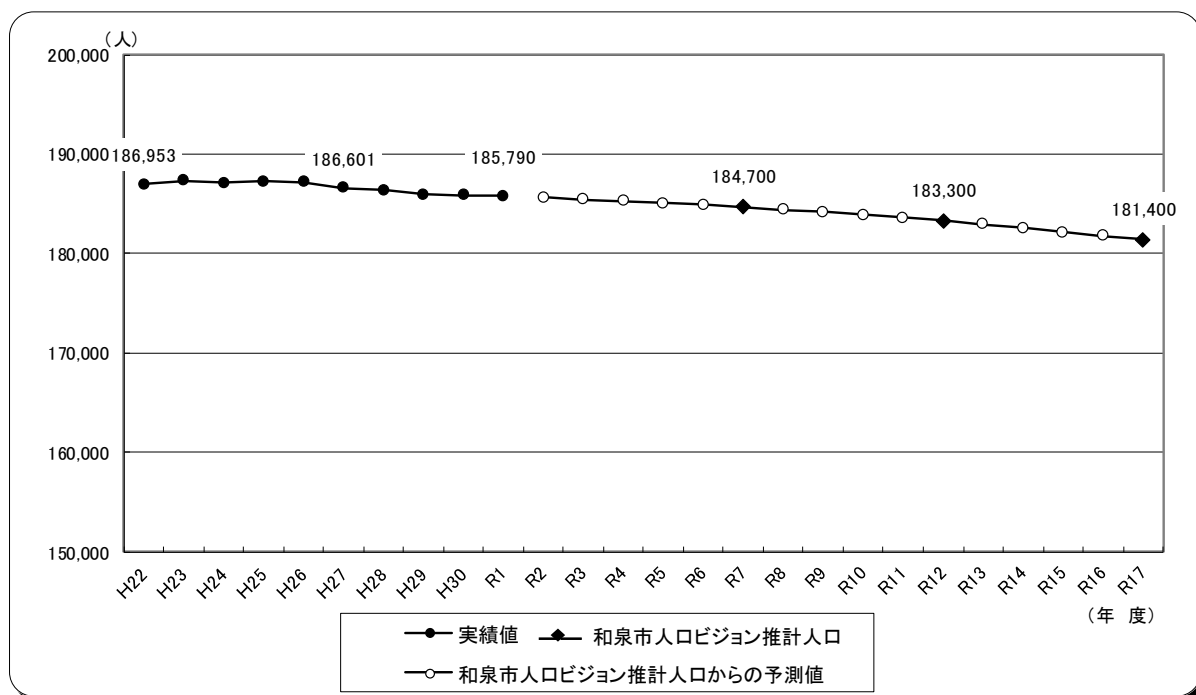
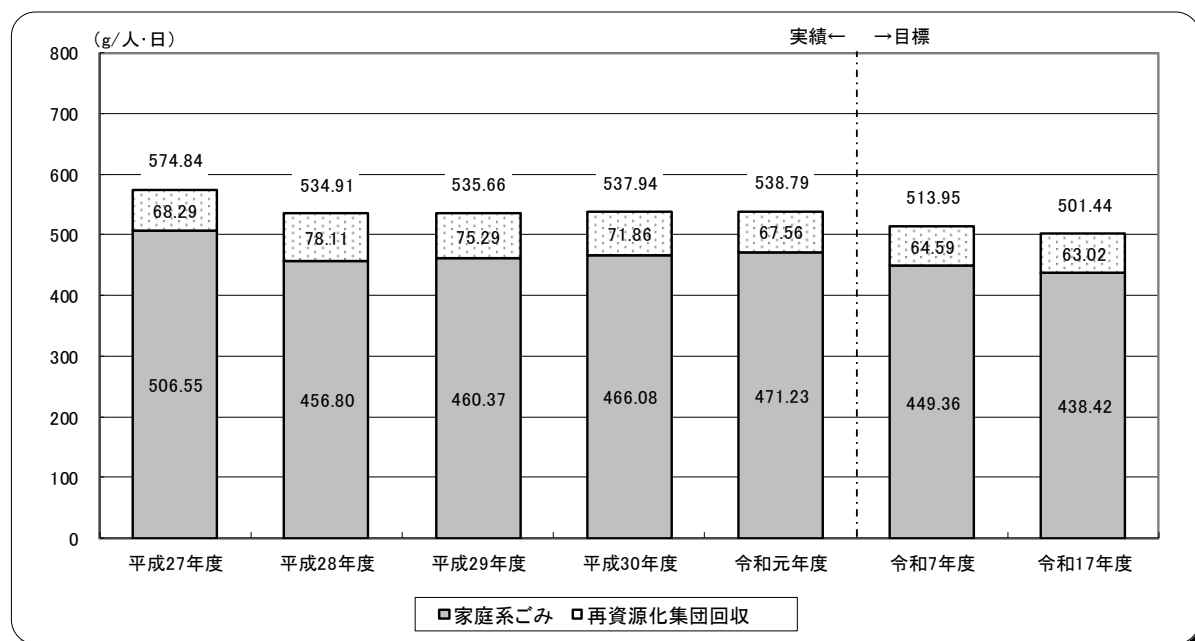


図 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

2. 家庭系総排出ごみの将来予測

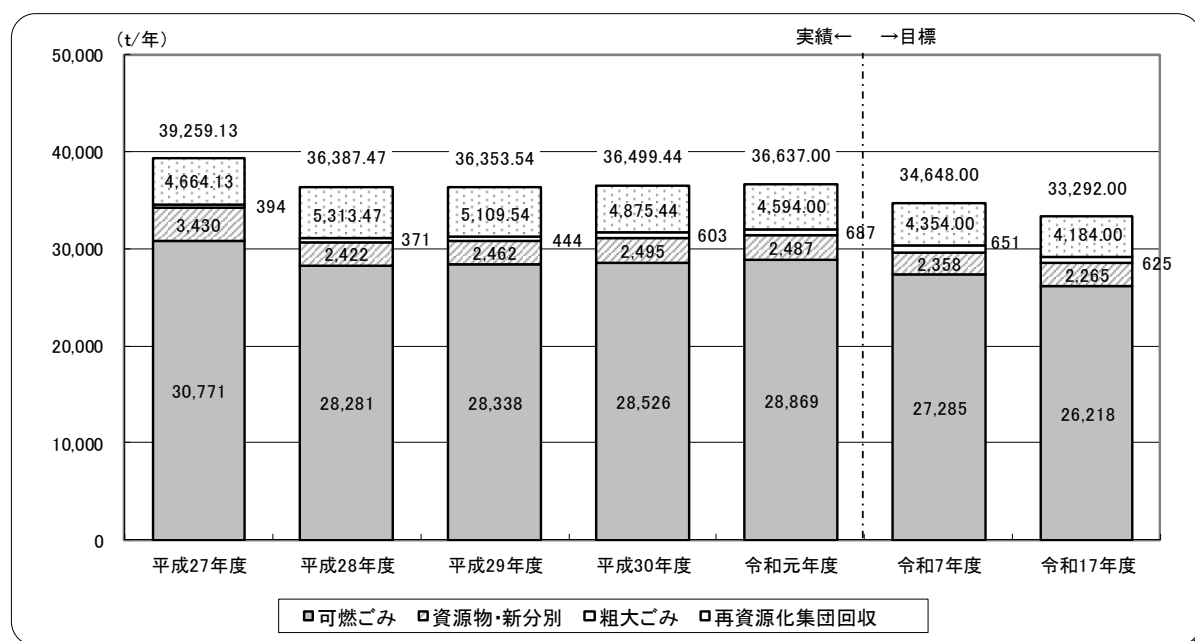
再資源化集団回収量を含めた家庭系総排出ごみ量の将来予測結果を図 2-3-2 及び図 2-3-3 に示す。

平成 27～令和元年度までの過去 5 年間の家庭系総排出ごみ量の実績を用いて、『ごみ処理施設構造指針解説』（昭和 62 年：厚生省監修）に示す推計式を用いて求めた。なお、家庭系総排出ごみ量の将来予測は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に基づき、1 人 1 日当たりの家庭系総排出ごみ原単位（単位：g／人・日）に換算して予測した。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-2 家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-3 家庭系総排出ごみ量の実績及び将来予測結果

3. 事業系ごみの将来予測

事業系ごみの将来予測結果を図 2-3-4 及び図 2-3-5 に示す。

平成 27～令和元年度までの過去 5 年間の事業系（直接搬入含む）ごみの実績を用いて、『ごみ処理施設構造指針解説』（昭和 62 年：厚生省監修）に示す推計式を用いて求めた。

なお、事業系（直接搬入含む）ごみの将来予測をする場合、1 日当たりの事業系（直接搬入含む）ごみ原単位（単位：t/日）に換算して予測した。

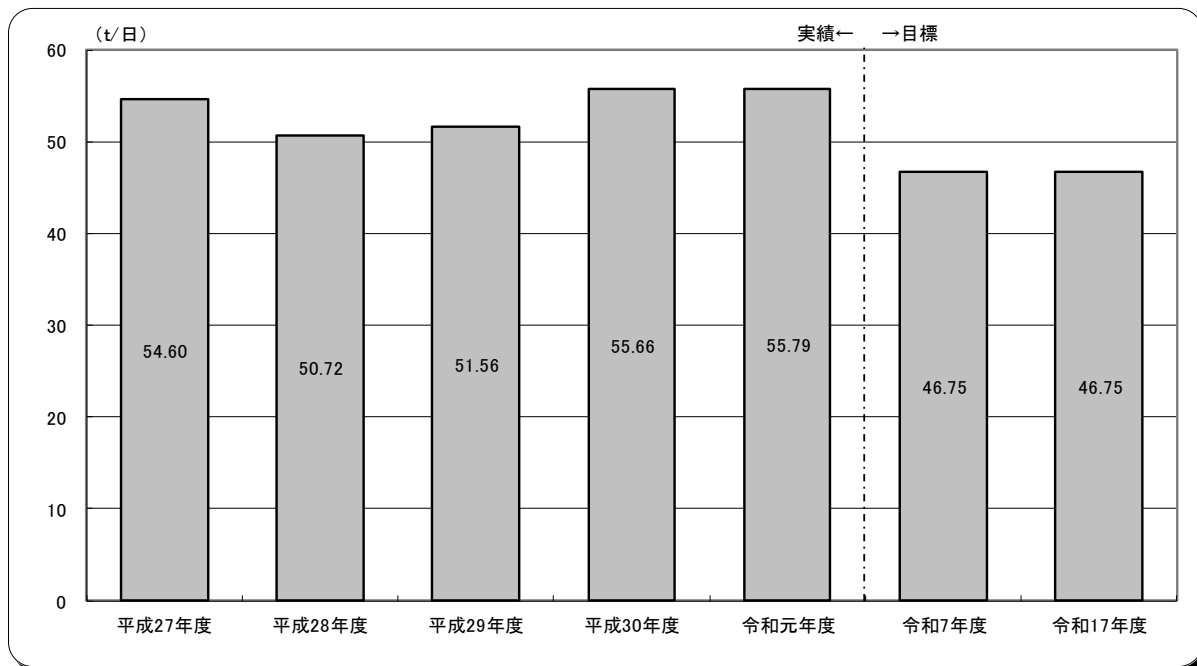
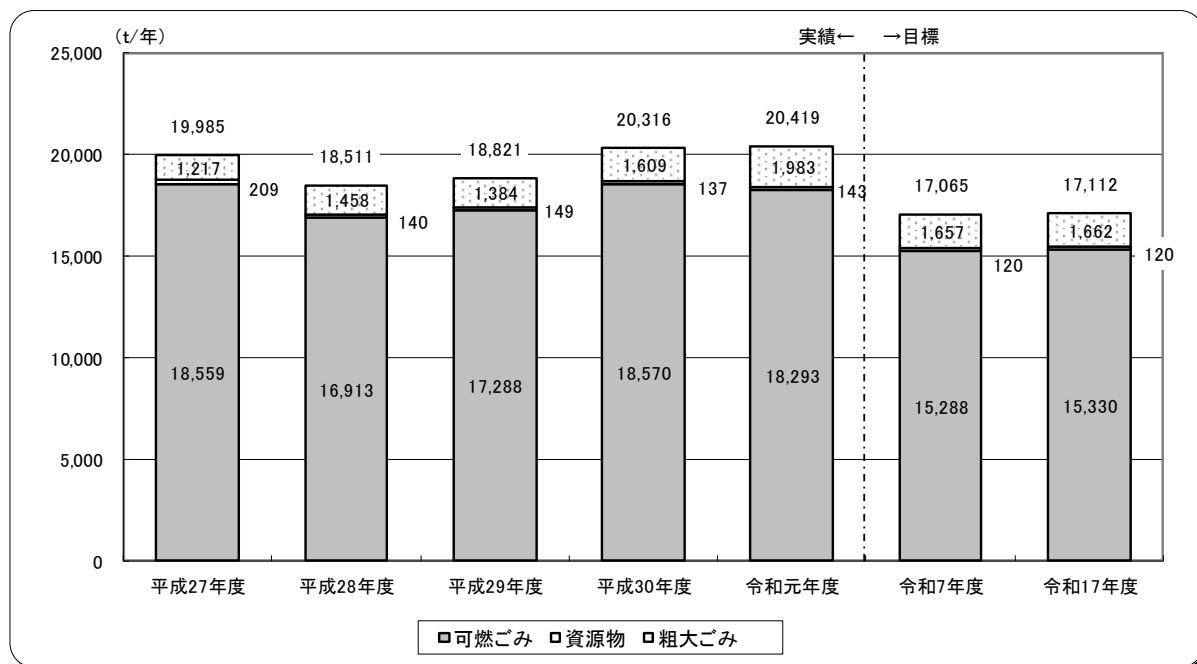


図 2-3-4 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果

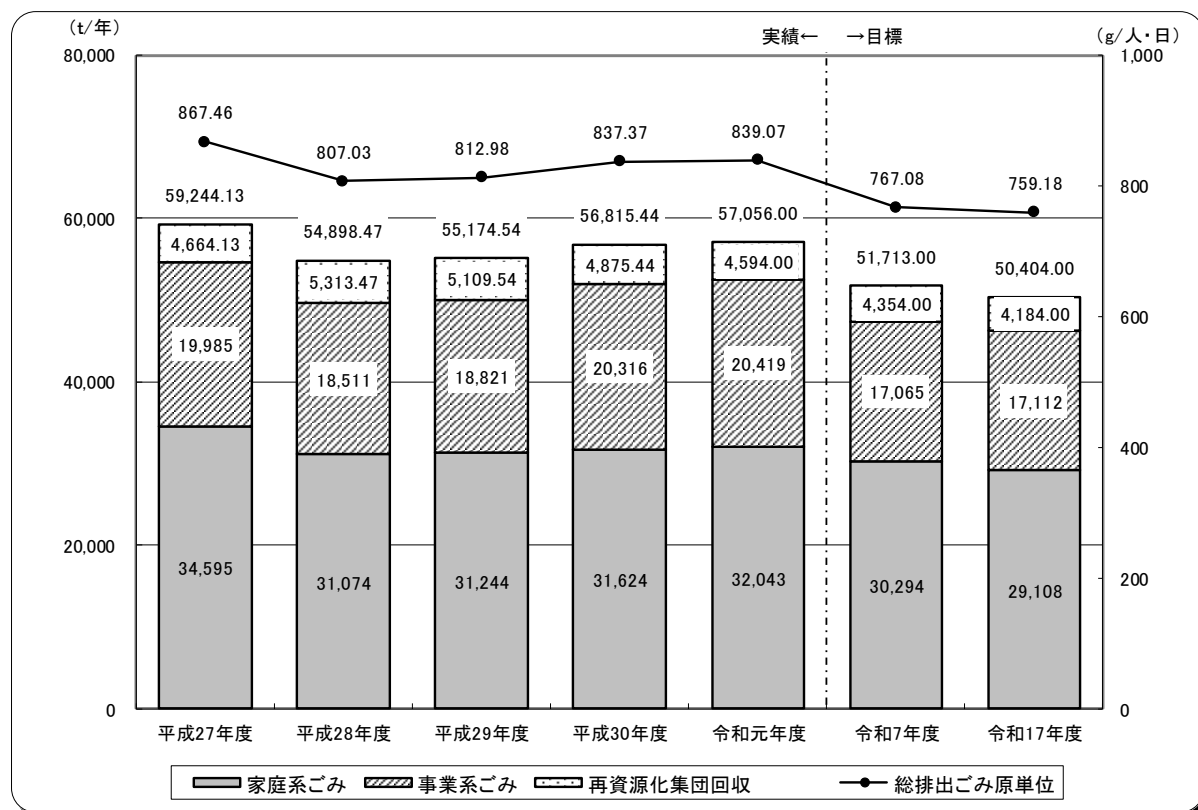


注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-5 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）量の実績及び将来予測結果

4. 計画収集人口・ごみ量の将来予測

計画収集人口・ごみ量の実績及び将来予測結果を図 2-3-6 及び表 2-3-1 に示す。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-6 総排出ごみ量の実績及び将来予測結果

表 2-3-1 計画収集人口・ごみ量の将来予測結果

項目\年度			実 績					将 来					短期目標	長期目標
			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和17
人 口、原 単 位 等	計画収集人口	人	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	185,608	185,426	185,244	185,062	184,880	184,700	181,400
	家庭系総排出ごみ原単位	g/人・日	574.84	534.91	535.66	537.94	538.79	527.18	524.09	521.43	519.09	516.52	513.95	501.44
	再資源化集団回収原単位	g/人・日	68.29	78.11	75.29	71.86	67.56	66.10	65.72	65.38	65.09	64.83	64.59	63.02
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	506.55	456.80	460.37	466.08	471.23	461.08	458.37	456.05	454.00	451.69	449.36	438.42
	日常(可燃)ごみ	g/人・日	450.56	415.75	417.55	420.42	424.56	415.41	412.98	410.88	409.04	406.91	404.73	394.88
	資源物	g/人・日	28.30	27.25	27.66	27.96	27.13	26.55	26.39	26.26	26.14	26.03	25.94	25.31
	新分別	g/人・日	21.92	8.35	8.62	8.81	9.44	9.24	9.18	9.14	9.09	9.06	9.03	8.81
	粗大ごみ	g/人・日	5.77	5.45	6.54	8.89	10.10	9.88	9.82	9.77	9.73	9.69	9.66	9.42
	事業系ごみ原単位	t/日	54.60	50.72	51.56	55.66	55.79	54.57	53.01	51.45	49.89	48.33	46.75	46.75
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	

総 排 出 ご み	家庭系総排出ごみ	t/年	39,259.13	36,387.47	36,353.54	36,499.44	36,637.00	35,715	35,471	35,256	35,159	34,855	34,648	33,292
	再資源化集団回収	t/年	4,664.13	5,313.47	5,109.54	4,875.44	4,594.00	4,478	4,448	4,421	4,409	4,375	4,354	4,184
	家庭系ごみ	t/年	34,595	31,074	31,244	31,624	32,043	31,237	31,023	30,835	30,750	30,480	30,294	29,108
	日常(可燃)ごみ	t/年	30,771	28,281	28,338	28,526	28,869	28,143	27,951	27,780	27,704	27,458	27,285	26,218
	資源物	t/年	1,933	1,854	1,877	1,897	1,845	1,799	1,786	1,776	1,771	1,757	1,749	1,680
	新分別	t/年	1,497	568	585	598	642	626	621	618	616	611	609	585
	粗大ごみ	t/年	394	371	444	603	687	669	665	661	659	654	651	625
	事業系ごみ	t/年	19,985	18,511	18,821	20,316	20,419	19,918	19,349	18,779	18,260	17,640	17,065	17,112
	可燃ごみ	t/年	18,559	16,913	17,288	18,570	18,293	17,845	17,334	16,823	16,359	15,803	15,288	15,330
	資源物	t/年	209	140	149	137	143	139	136	132	128	124	120	120
	粗大ごみ	t/年	1,217	1,458	1,384	1,609	1,983	1,934	1,879	1,824	1,773	1,713	1,657	1,662
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	54,580	49,585	50,065	51,940	52,462	51,155	50,372	49,614	49,010	48,120	47,359	46,220
	可燃ごみ	t/年	49,330	45,194	45,626	47,096	47,162	45,988	45,285	44,603	44,063	43,261	42,573	41,548
	資源物	t/年	2,142	1,994	2,026	2,034	1,988	1,938	1,922	1,908	1,899	1,881	1,869	1,800
	新分別	t/年	1,497	568	585	598	642	626	621	618	616	611	609	585
	粗大ごみ	t/年	1,611	1,829	1,828	2,212	2,670	2,603	2,544	2,485	2,432	2,367	2,308	2,287
	総排出ごみ	t/年	59,244.13	54,898.47	55,174.54	56,815.44	57,056.00	55,633	54,820	54,035	53,419	52,495	51,713	50,404
	総排出ごみ原単位	g/人・日	867.46	807.03	812.98	837.37	839.07	821.19	809.98	799.17	788.67	777.92	767.08	759.18

資 源 化 量	総資源化量	t/年	7,208.62	7,012.72	7,631.09	7,467.54	7,062.71	6,820	6,765	6,720	6,692	6,633	6,596	6,347
	再資源化集団回収	t/年	4,664.13	5,313.47	5,109.54	4,875.44	4,594.00	4,478	4,448	4,421	4,409	4,375	4,354	4,184
	排出ごみ資源化量	t/年	2,544.49	1,699.25	2,521.55	2,592.10	2,468.71	2,342	2,317	2,299	2,283	2,258	2,242	2,163

資 源 化 率	総資源化率	%	12.17%	12.77%	13.83%	13.14%	12.38%	12.26%	12.34%	12.44%	12.53%	12.64%	12.76%	12.59%
	再資源化集団回収資源化率	%	7.87%	9.68%	9.26%	8.58%	8.05%	8.05%	8.11%	8.18%	8.25%	8.33%	8.42%	8.30%
	排出ごみ資源化率	%	4.29%	3.10%	4.57%	4.56%	4.33%	4.21%	4.23%	4.26%	4.27%	4.30%	4.34%	4.29%

注) 年間日数は、閏年を考慮している。

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

5. 国・府の将来目標の検証

現状ごみ処理システムを継続し、計画収集人口・ごみ量の将来予測結果のまとめに基づき、国、府の将来目標との検証をする。

(1) 国の将来目標（循環基本計画：平成 30 年 6 月策定）

循環基本計画の将来目標との比較を表 2-3-2 に示す。

- ① 国民、事業者双方に係る取り組み指標として、「1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日当りに換算）」を 850 g とする目標を参考に本市の目標を設定する。
- ② 家庭系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日当りに家庭から排出するごみの量」の 440 g とし、さらに家庭系食品ロス量を平成 12 年度比で半減とする目標を参考に本市の目標を設定する。
- ③ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成 30 年度比で約 16%減とする目標設定率を参考に本市の目標を設定する。なお、事業系ごみ量は平成 12 年度当時と比較して大きく増加していることから、事業系食品ロス量目標値の設定は除外する。

表 2-3-2 循環基本計画の将来目標との比較

項目	年度	平成12年度	令和元年度		短期目標		国目標値
	単位	実績 (基準年度)	実績 (参考)	平成12年度 対比	令和7年度 減量目標	平成12年度 対比	令和7年度
計画収集人口	人	176,044	185,790	—	184,700	—	
年間日数	日	365	366	—	365	—	
再資源化集団回収	t/年	6,451	4,594	▲28.78%	4,354	▲32.51%	
	g/人・日	100	68	▲32.70%	65	▲35.66%	
家庭系ごみ	t/年	44,420	32,043	▲27.86%	30,294	▲31.80%	
	g/人・日	691	471	▲31.83%	449	▲35.00%	
	日常(可燃)ごみ	t/年	38,977	▲25.93%	27,285	▲30.00%	
		g/人・日	607	▲30.01%	405	▲33.28%	
	資源物+新分別	t/年	3,178	▲21.74%	2,358	-25.80%	
		g/人・日	49	▲26.05%	35	-29.29%	
	粗大ごみ	t/年	2,265	▲69.67%	651	▲71.26%	
		g/人・日	35	▲71.34%	10	▲72.60%	
	日常(可燃)ごみ +粗大ごみ	t/年	41,242	▲28.34%	27,936	▲32.26%	
		g/人・日	642	▲32.28%	414	▲35.44%	440
事業系ごみ	t/年	25,518	20,419	▲19.98%	17,065	▲33.13%	39%削減相当
総排出ごみ	t/年	76,389	57,056	▲25.31%	51,713	▲32.30%	
	g/人・日	1,189	839	▲29.42%	767	▲35.48%	850

項目	年度	平成12年度	令和元年度		短期目標		国目標値
	単位	実績 (基準年度)	実績 (参考)	平成12年度 対比	令和12年度 減量目標	平成12年度 対比	令和12年度
家庭系食品ロス (推定値)	t/年	6,433	3,929	▲38.92%	3,644	▲43.35%	半減

注) 総排出ごみ: 有価物集団回収等+家庭系ごみ+事業系ごみ

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

国目標値: 循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)の目標値(平成12年度実績に対する削減率)

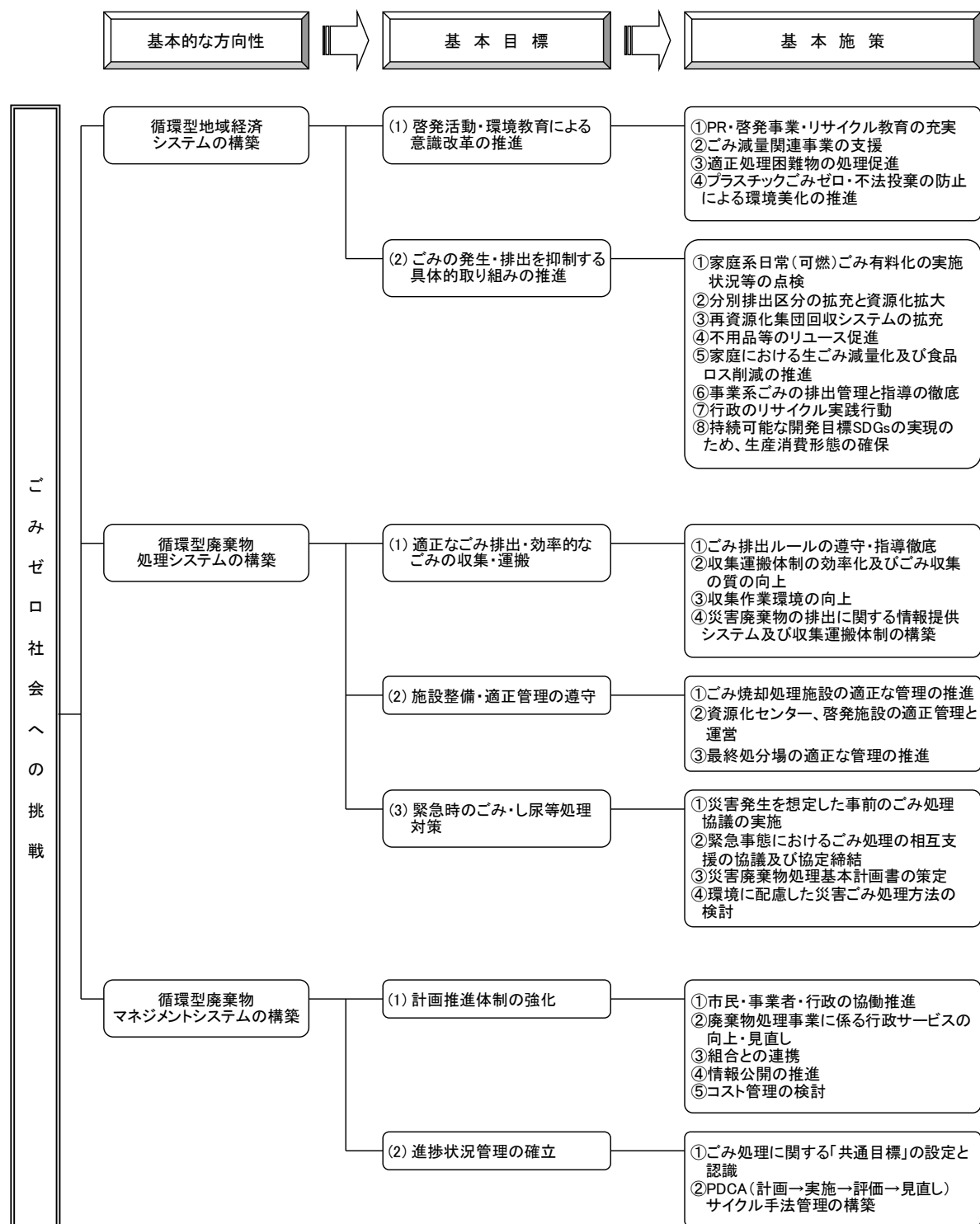
事業系ごみ排出量の国目標値は平成12年度比計算結果を示す。

(2) 府の将来目標(大阪府循環型社会推進計画: 平成28年6月策定)

大阪府循環型社会推進計画は、令和2年度の目標を掲げている。しかし、本計画は令和2年度に策定作業を進めている状況であることから、令和2年度目標との比較は行わないものとする。

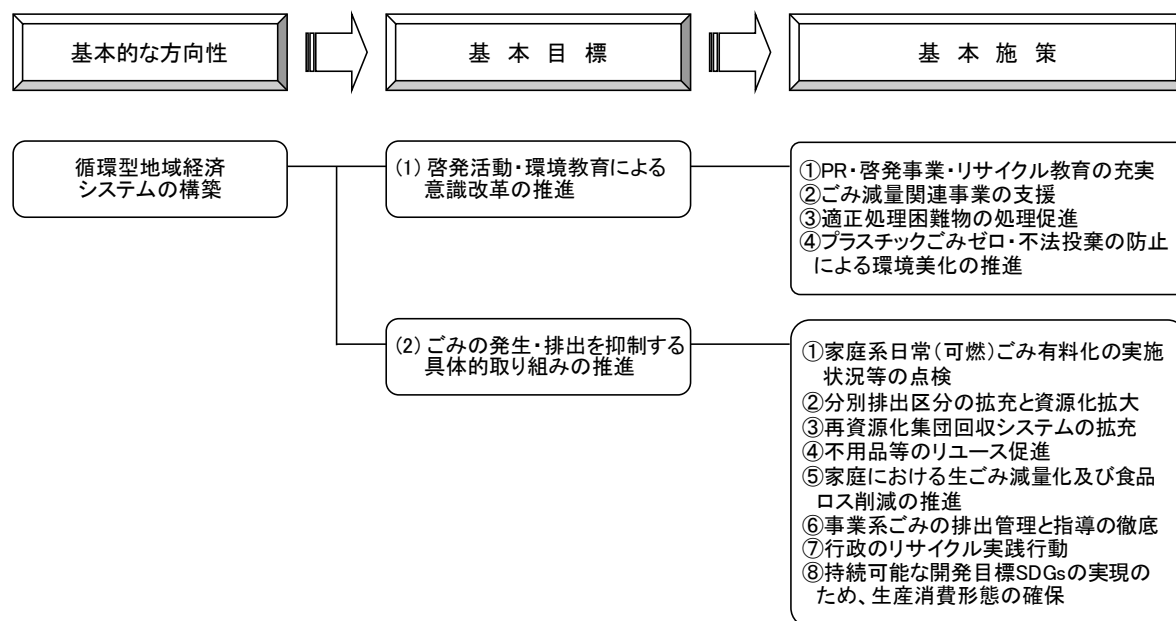
第4節 ごみ処理基本計画

基本理念を実現するためのシステム構築に向けて、基本目標に基づき展開すべき基本施策の体系は、以下に示すとおりである。



1. 循環型地域経済システムの構築に向けた基本目標と基本施策

市民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任を明確にしつつ、啓発活動や環境教育による意識改革を図るとともに、分別収集強化の検討をはじめとしたごみの発生・排出抑制や併せて実施する新たなごみ減量策などを柱として今後のごみ処理を推進する。



(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進

① PR・啓発事業・リサイクル教育の充実

市民・事業者・行政それぞれの日常的な連携の推進に向けて、ごみ減量、リサイクル推進の意識の定着のために、子どもから大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベント、キャンペーン、施設見学及び講座を実施するとともに、図書等を制作するなど学習・交流の機会を拡充していく。

さらに、情報化を総合的に進めるとともに、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用促進、インターネット等を利用したPRやリサイクル等のマグネットパネルの車両への貼付などの啓発にも努めていく。

また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるように、ごみ焼却処理施設、最終処分場等の情報も公開していくとともに、事業者に対しても、ごみ減量セミナーや実践事例の情報提供等を充実させていくとともに、事業者と連携した環境教育や広報・啓発の実施に努めていく。

【基本的な取り組み】

- 環境教育の推進
- ITを活用した啓発、アプリの活用促進
- ごみ処理・処分施設の情報提供

② ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみ減量やリサイクルに関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発な交流及び情報の発信と交換等を行うことができるシステムづくりを支援していく。特に、平成24年4月よりごみの減量を更に進めるためにごみダイエット作戦と称して、「食品ロスの削減」、「生ごみの水切り」、「日常（可燃）ごみに含まれる紙類の資源化」を3本柱で推進しているが、市民が徹底できるよう、引き続き啓発に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究

③ 適正処理困難物の処理促進

組合のごみ処理施設における適正処理が困難な廃棄物を市民に周知するとともに、そのリサイクル及び処理についての販売店引き取り等を含めた適正処理ルートを確立していく。

【基本的な取り組み】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

④ プラスチックごみゼロ・不法投棄の防止による環境美化の推進

令和元年10月より「いずみプラスチックごみゼロ宣言」を掲げ、プラスチックごみなどが水路や河川を通じて海に流れ込まないように地域清掃やボランティア清掃等の活動を支援しているが、市民・事業者とともに一層協働していけるよう、引き続き啓発に取り組んでいくとともに、使い捨てプラスチックの使用自粛を呼びかける。

また、広場、道路等のごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、ごみ減量等推進員（リサイクリーン）と連携し、キャンペーン、PR等の啓発事業を実施していく。

さらに、「環境美化・不法投棄防止」のマグネットパネルを貼付した公用車によるパトロール巡回や業務委託による不法投棄防止監視パトロールの強化、不法投棄防止監視カメラの設置などにより、不法投棄や不適正排出を防止し、一層の良好な地域環境の保全に努めていく。

【基本的な取り組み】

- 使い捨てプラスチック使用自粛の呼びかけ
- 地域清掃活動の支援
- 不法投棄防止の看板設置
- 不法投棄防止監視パトロールの強化
- 職員通報システムの構築

(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

① 家庭系日常（可燃）ごみ有料化の実施状況等の点検

平成 27 年 10 月から実施している家庭系日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）については、当初の減量効果が低下していることから、市民への周知徹底を図るとともに、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していく。また、実施状況や効果結果を市民に公表することによって、市民の更なる意識改革を図るものとする。

【基本的な取り組み】

○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価、対策の検討及び公表

② 分別排出区分の見直しと資源化拡大

減量化・資源化を中心としたごみの排出ルールを整備し、拠点回収における資源物回収を実施する等の効果的な排出区分となるよう見直しを行っていく。なお、国におけるプラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収・リサイクルに関する動向を注視し、組合及び構成市とともに国の方向性に沿った分別のあり方について検討のうえ、分別排出区分の適宜見直しを実施していく。

【基本的な取り組み】

○国の方向性に合わせた分別排出区分の見直し

○店頭回収等の回収先拡充

③ 再資源化集団回収システムの拡充

自治会・町内会・子ども会等が行う再資源化集団回収の支援を継続するとともに、積極的な参加の呼びかけと啓発を推進していく。また、行政回収と集団回収の比率について、集団回収の割合を高めていけるよう、集団回収の積極的な利用や未実施地域への呼びかけ等、更なる拡充が必要である。

【基本的な取り組み】

○再資源化集団回収の啓発・強化

○行政回収から集団回収への排出移行の誘導

○集団回収未実施地域への呼びかけ

④ 不用品等のリユース促進

リサイクルプラザ（不用品の再生販売、フリーマーケットの開催など）関連情報については、インターネット等での提供を検討し、不用品等の再使用を促進していく。また、民間のオンラインリユース市場への関心の高まりも考慮し、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していく。

【基本的な取り組み】

○リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築

○フリーマーケットの開催

- 不用品等のリユースの広域化
- 幅広い層に向けたリユースに関する広報

⑤ 家庭における生ごみ減量化及び食品ロス削減の推進

食品ロス削減推進法に基づき、家庭における食品ロスの戦略的な削減について、消費・購入から調理、廃棄の様々な工程における対策について、効果的な情報発信及び啓発、事業者と連携した効果的な広報や環境教育を実施し、一人ひとりの意識の高まりを醸成していく。併せて、これまでどおり水切りの徹底についての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努める。

また、生ごみ堆肥化容器は、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化のための有効な手段であり、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入費補助制度の周知を継続していく。

【基本的な取り組み】

- 食品ロスの戦略的な削減の実施
- 生ごみの水切りの徹底についての啓発
- 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実

⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化していく。また、食品ロス削減推進法に基づき、製造及び外食産業における食品ロスの戦略的な削減を検討し、実施していく。

【基本的な取り組み】

- 事業系ごみ排出実態の把握
- ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討
- 事業所向け自主回収の協力要請
- 事業所向け実践事例情報提供
- 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供
- 「事業系ごみの分け方・出し方」の配布（和泉市版、泉北環境版）
- 多量排出事業者に対する減量の協力要請
 - ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底
 - ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請
 - ・多量排出事業所の立入調査実施の検討
 - ・優良事業所の表彰制度導入の検討
- 食品ロスの戦略的な削減の実施
- 魚あら（魚腸骨）処分（リサイクル）の府内業者指定によるリサイクル体制の確保

⑦ 行政のリサイクル実践行動

公共施設におけるごみのリサイクルを率先して実施し、併せて学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルや緑のリサイクルの実施を推進していく。

また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量リサイクルに積極的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- 職員の減量意識の徹底
- 学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルの実施
- 公園等の剪定枝活用促進の検討

⑧ 持続可能な開発目標 SDGs の実現のため、生産消費形態の確保

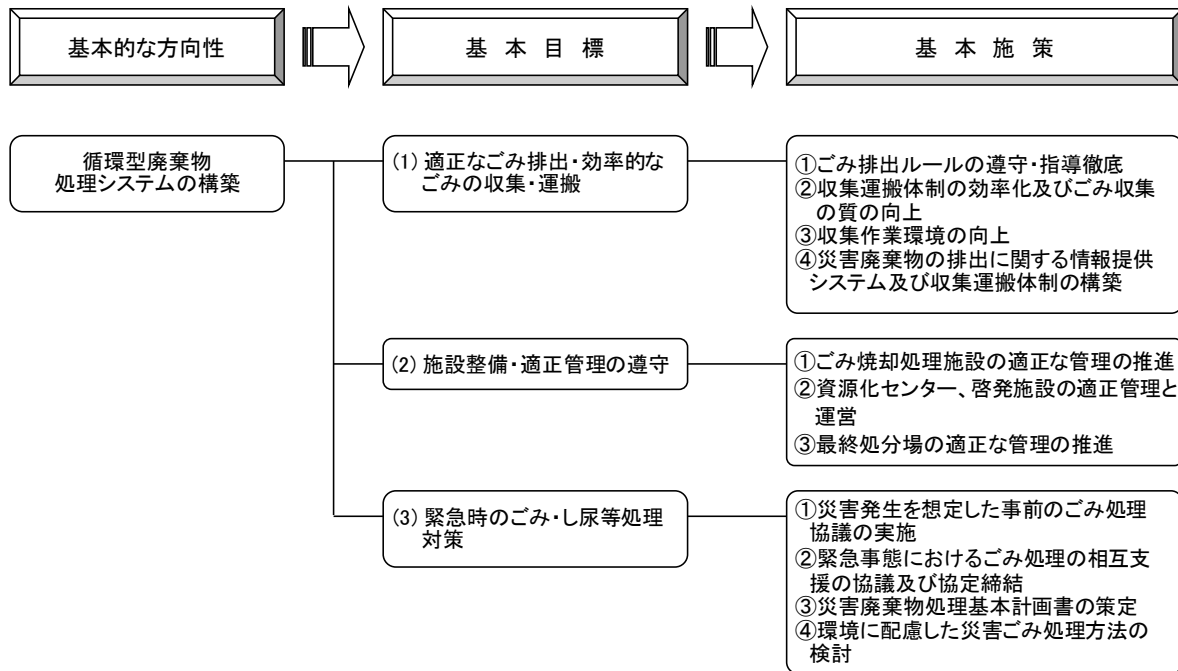
SDGs の目標 12 として「つくる責任 つかう責任」が掲げられており、その実現のためには持続可能な生産と消費が求められる。本市のごみ施策においても、SDGs の理念を踏襲し、望ましい生産・消費のあり方やライフスタイルの提言も含めた総合的な取組を推進していく。

【基本的な取り組み】

- 市民・事業者と協働した望ましい生産消費形態の検討

2. 循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策

多様化が求められるごみの適正管理に対応するために、ごみの排出方法の改善及び効率的なごみの収集・運搬体制の確立を図るとともに、適正なごみ処理施設等の整備や、緊急時のごみ処理対策などを柱として、今後のごみ処理を推進する。



（１）適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬

① ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

ごみ集積所の清潔保持と管理強化を図るため、ごみ減量等推進員（リサイクル）の協力を得ながら、ごみの排出ルールの遵守・指導及び不法投棄防止対策を行っていく。

【基本的な取り組み】

- 「和泉市ごみ分別辞典」（３年保存版）冊子全戸配布によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続
- 出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実
- ごみ減量等推進員（リサイクル）と連携した地域への周知徹底
- 未分別ごみへの警告シールの貼付
- 未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導

② 収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上

今後の収集品目の拡充・変更や、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていく。

また、収集の質の向上と効率化に努めるとともに、高齢化社会に対応したごみ収集について、福祉部門、町会・自治会、市民ボランティア団体等と連携した対応について検討していく。

【基本的な取り組み】

- リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立
- 福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携

③ 収集作業環境の向上

収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るた

め、職員研修等を実施していく。

また、ごみ収集運搬車両の機能強化と適正な運行管理を継続するとともに、低公害車等の導入を検討していく。

【基本的な取り組み】

- 交通安全や感染症対策に関する研修等の実施と職員の意識向上
- 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保
- 環境に配慮した収集機材（車両など）の導入

④ 災害廃棄物の排出に関する情報提供システム及び収集運搬体制の構築

令和3年度に災害廃棄物処理基本計画の策定を行う。

（２）施設整備・適正管理の遵守（組合）

① ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進

ごみ焼却処理施設（１・２号炉）については、維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続するとともに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用（廃棄物発電事業）も継続的に進めていく。

また、組合と組合構成３市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

【基本的な取り組み】

- ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底
- エネルギーの有効活用及び周辺の環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理
- 組合と組合構成３市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営

平成28年4月供用開始の資源化センターについては、効率的な資源回収を行うための維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続する。また、新たに資源化処理を行うプラスチック製容器包装については、分別基準適合物として指定法人への再商品化を委託するとともに、他の容器包装についても指定法人ルートによる再商品化を検討していく。さらに、既存の啓発施設や泉北リユース館における啓発機能の充実を図る。

【基本的な取り組み】

- 効率的な資源回収を行うための管理・運営の徹底
- プラスチック製容器包装等の指定法人ルートによる再商品化の検討
- 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実

③ 最終処分場の適正な管理の推進

組合では、松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的の実施し、結果を公表し、適正な維持管理を行う。

【基本的な取り組み】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化

○ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減

(3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策

①災害発生を想定した事前のごみ処理協議の実施

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかのように、大地震による災害は被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較しても大きい。がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴いごみ・し尿等についても平常時の収集・処理を行うことが困難である。

また、集中豪雨や台風等により大規模な水害が発生した場合、一時的に大量のごみ・し尿等が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集・運搬処理では困難となる。

本市及び組合は、大阪府泉州地域の各市町等と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、一般廃棄物（ごみ）処理に係る総合的な相互支援を図ることとする。さらに、起こりうる災害に備え、令和3年度には最新情報を盛り込んだ「災害廃棄物処理基本計画書」を策定し、「和泉市国土強靱化地域計画」（令和3年度～令和13年度）と整合を図りながら実効性のあるものにする。

加えて、感染症等の蔓延時における廃棄物対策について、平時から周知を行う。

【基本的な取り組み】

○危機管理所管との協議

○災害時及び感染症等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討

②緊急事態におけるごみ処理の相互支援の協議及び協定締結

他の自治体や処理業者、関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進するために協議や協定締結を継続するとともに、ごみ・し尿等処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのごみ・し尿に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

【基本的な取り組み】

○自治体、処理業者、関連諸団体等との相互支援体制の維持

○広域的連携の強化

○廃棄物処理施設の防災体制の整備

③災害廃棄物処理基本計画書の策定

「和泉市地域防災計画」（平成27年4月策定）に基づき、災害発生時のごみ・し尿等処理の指針となる「災害廃棄物処理基本計画書」を策定し、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていく。

【基本的な取り組み】

○「災害廃棄物処理基本計画書」の策定

- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充

④ 環境に配慮した災害ごみ処理方法の検討

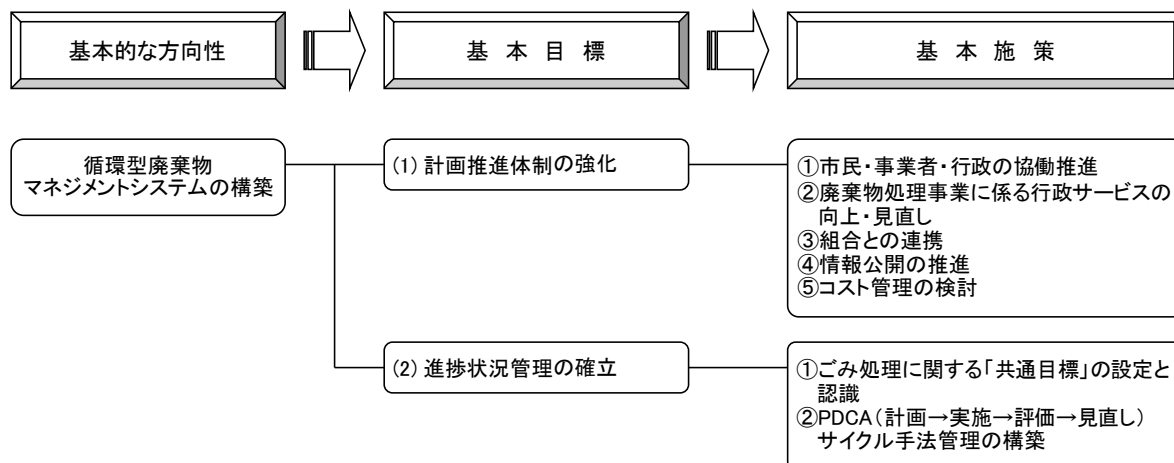
市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等の方法について最新情報や優良事例を調査・研究する。また、災害廃棄物の一時集積場所候補地をリスト化し、必要に応じて用地確保を行っていく。

【基本的な取り組み】

- 環境に配慮した災害廃棄物の処理方法の検討
- 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保

3. 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策

本計画の推進体制の強化を図るとともに、各施策の進捗状況管理の確立等を柱とする循環型廃棄物マネジメントシステムの構築を推進する。



(1) 計画推進体制の強化

① 市民・事業者・行政の協働推進

循環型社会を構築していくための市民・事業者・行政の相互の連携・協働を強化し、ごみ処理事業の計画的な推進を図っていく。

【基本的な取り組み】

○市民・事業者・行政の共通的な役割

- ・ 協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり
- ・ 減量計画（アクションプログラム）の作成検討
- ・ ごみ減量等推進員（リサイクリーン）等と連携した減量計画に基づく実践行動

○市民の役割

《リデュース》

- ◆ ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力
- ◆ 食品ロスの削減と生ごみの発生抑制・減量
 - ・ 食品は、計画的に購入・調理し、使い切る。
 - ・ 家庭内での食事や外食時において食べ残しをしない。
 - ・ 水切りを徹底する。
- ◆ 容器包装の使用自粛
 - ・ 簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参
 - ・ バラ売り商品の購入
 - ・ 詰替え商品の購入
- ◆ マイボトルの持ち歩きによるペットボトルごみの削減

- ◆使い捨てプラスチックの使用自粛
- ◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用
- ◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視
《リユース》
- ◆リサイクルプラザの活用（不用品の提供や「ゆずります・ゆずってください」の情報
掲示コーナーの活用等）
- ◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用
- ◆裏紙をメモ用紙に利用
- ◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択
《リサイクル》
- ◆分別排出の徹底
- ◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力
- ◆生ごみ堆肥化容器を利用
- ◆リサイクル製品の購入
- ◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践

○事業者の役割

- ・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践
- ・事業活動や製品に関する環境情報の開示
- ・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供
- ・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み
- ・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売
- ・食品の製造、加工、販売過程における食品ロス対策
- ・大阪府魚腸骨処理対策協議会と連携した魚あらの適正処理及びリサイクルの実施
- ・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用
- ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
- ・行政と協力した、消費者に向けた環境教育の実施

【業種別の取り組みチェックシート】

取り組み\業種別	事務所	店舗	飲食店	旅館その他宿泊施設	金融・保険施設	学校	劇場・娯楽施設	工場	倉庫施設	保健・福祉施設	病院施設	その他施設
1. 従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。												
2. 内部文書・事務の見直し等によりペーパーレス化を進める。												
3. 再生紙やトイレトーパー等再生品の購入を進める。												
4. 裏面が白紙のOA用紙、広告紙の裏面を活用する。												
5. 段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す。												
6. 個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。												
7. 事務機やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む。												
8. 使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす。												
9. 従業員食堂、給食、レストラン等でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす。												
10. 事務部門でOA用紙の使用を抑制する。												
11. チラシなどには積極的に再生紙を使う。												
12. 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱(通い箱)にする。												
13. びん、かん、ペットボトルなどは納入業者による引き取りを促す。												
14. トイレでのペーパータオルの使用をやめる。												
15. 生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす。												
16. 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う。												
17. 在庫管理を徹底し、売れ残りを減らす。												
18. 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。												
19. 廃食用油の分別排出、再資源化を進める。												
20. 食品納入業者に容器の引き取りを促す。												
21. 割り箸など使い捨て品の利用を減らす。												
22. 箸袋の簡素化や省略化を進める。												
23. 小サイズ包装の砂糖、調味料等の使用を控える。												
24. 紙製おしぼりを布製にかえる。												
25. 新聞、雑誌等は購買内容の見直しを行う。												
26. 食堂での箸は再使用可能なものへの切り替えを進める。												
27. 商品管理を徹底し、パレット、梱包材などの木くずを少なくする。												
28. 木くずの堆肥化を進める。												
29. 裸売りや量り売り等を導入する。												
30. シャンプー等詰め替え製品を積極的に販売する。												
31. 簡易包装、再生品・環境にやさしい商品の販売を推進する。												
32. レジ袋有料化と連動し、消費者へ買い物袋の持参を呼びかける。												
33. 簡易包装を推進し、過剰包装はやめる。												
34. 商品の故障修理の相談に応じる体制をつくる。												
35. 販売した包装容器の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行う。												
36. 紙バック、食品トレイ等の店頭回収を行う。												
37. 児童、生徒に対してごみの減量化・資源化の教育を実施する。												
38. できる限り再生品やリサイクルしやすいものを使う。												

○行政の役割

- ・ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営
- ・分別収集の実施、市民への周知
- ・市民の参加意識を高めるための、ごみダイエット作戦やいずみプラスチックごみゼロ宣言のわかりやすく取り組みやすい情報発信及び普及啓発
- ・リサイクルプラザ等によるリユースの拡充
- ・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化
- ・自らの活動に伴う環境保全対策の実施
- ・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し

本市のごみに関する施策の効果や課題・留意点等の確認・検討等を行い、住民に対する廃棄物行政サービスの点検を実施するため、ごみに係る住民意向調査の検討を行っていく。

【基本的な取り組み】

○ごみ処理に関する市民意識アンケート調査の検討

③ 組合との連携

本市のごみ処理は、組合で中間処理・最終処分を行っている。

このことから、組合との連携・協力を積極的かつ計画的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

○組合との連携・協力

④ 情報公開の推進

本市のごみ量やごみ処理経費、組合施設の稼働状況、環境測定結果等に関する情報について、広報紙及び市のホームページなどにより情報公開を行っていく。また、ごみ減量等推進審議会や市民への情報公開を積極的に行い、計画推進に対しての意見を広く求めていく。

【基本的な取り組み】

○情報の提供と広範な意見募集活動の継続

⑤ コスト管理の検討

計画的・効果的に各種の施策の展開を進めるためには、経営的視点から事前事後の評価を行う必要がある。

また、市民や事業者にとっての利便性や環境負荷、経費等の管理指標を含めた調査を行い、コスト管理の研究と検討に努めていく。

【基本的な取り組み】

○廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究

(2) 進捗状況管理の確立

① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識

市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ処理や資源循環に関する「共通目標」を設定し認識を深めることで、循環型社会の構築に向けた相互の意識の高揚に努めていく。

【基本的な取り組み】

○ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知

② PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築

本市のごみ処理に対する基本的方針や計画と、循環型社会の構築に向けた共通目標の達成状況や各施策の進行状況を把握し、課題等を明らかにしながら、本計画の各施策の見直しに反映するための、更なる方針・計画の作成に向けたPDCAサイクル手法管理の構築に努めていく。

【基本的な取り組み】

○PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

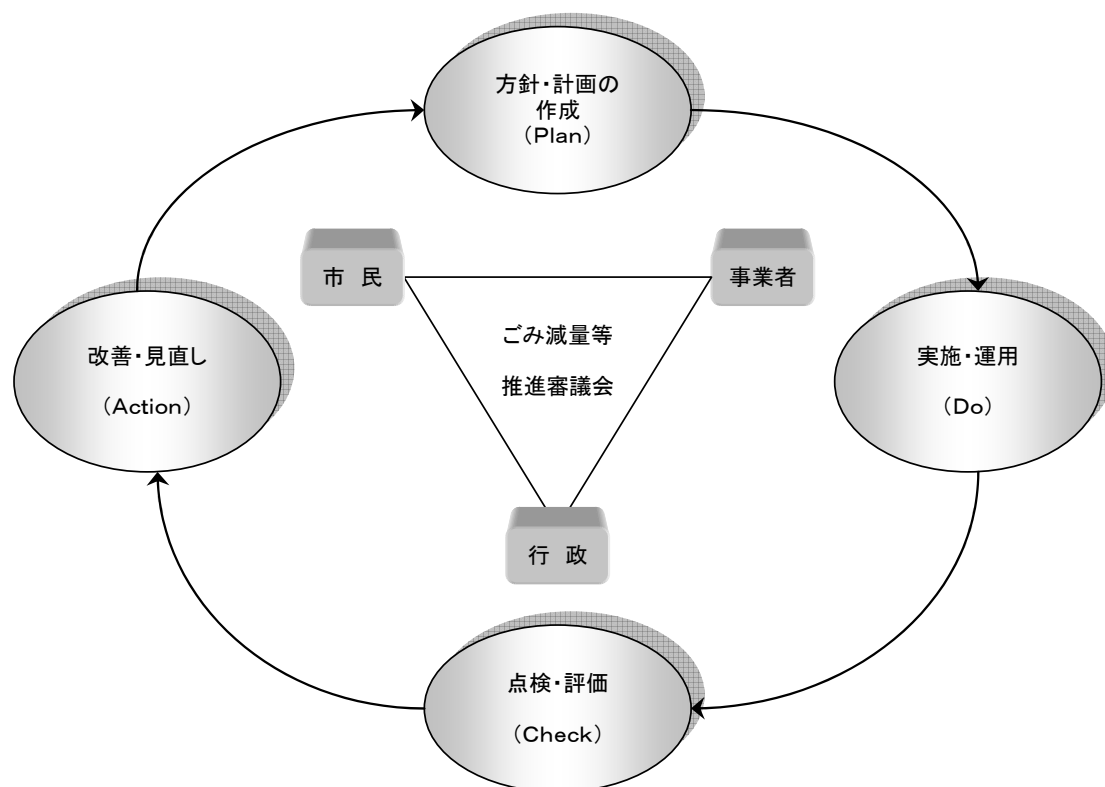


図 2-4-1 PDCAサイクル手法管理のイメージ

※PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルとは、①方針・計画の作成(Plan)、②その実施と運用(Do)、③点検(Check)、④改善・見直し(Action)という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。